

PEFC REDⅢスキームの運用



PEFC 理事会

スイス、ジュネーブ 1215 プレボア通り ICC ビル C1

電話 : +41(0)22 799 45 40

ファックス : +41 (0)22 799 45 50

Eメール : infp@pefc.org

Web : www.pefc.org

著作権表示

@PEFC 評議会 2025

この PEFC 評議会の文書は、PEFC 評議会によって著作権で保護されている。この文書は、PEFC 評議会のウェブサイトから、またはリクエストに応じて無料で入手できる。

著作権の対象となる文書のいかなる部分も変更または修正することはできない。PEFC 評議会の許可なく、商業目的であらゆる形式または手段で複製またはコピーすることはできない。

この文書の公式バージョンは英語のみ。文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC 認定機関が提供できる。疑問がある場合は、英語版が正である。

文書名: **PEFC REDⅢスキームの運用**

文書タイトル: **PEFC GD 5004:2025**

承認者: PEFC 評議会 2025-07-24

発行日: 2025-07-24

施行日: 2025-07-24

内容

1. 適用範囲	7
2. 規範的な参考文献	8
3. 用語と定義	9
4. PEFC 評議会事務局および PEFC 認定団体による PEFC RED IIIスキームの運営	12
4.1 一般的要求事項	12
4.2 PEFC RED IIIスキームの財務	13
5. 認証機関の PEFC RED III公示手順	14
5.1 全般	14
5.2 認証機関の PEFC RED III公示の手続き	15
図 1 認証機関の PEFC RED III公示の手続き	15
6. 組織の PEFC RED III公示手続き	17
6.1 一般事項	17
6.2 PEFC 認可団体の責務	17
7. 適合性管理システム	17
7.1 一般事項	17
7.2 資源管理	18
7.3 内部モニタリング	18
7.3. 一般的事項	18
8. PEFC RED データベース	29
9. 欧州委員会による RED III承認の報告と維持	30
10. コミュニケーションとプロモーション	32
付属書 1: PEFC 認定団体による PEFC RED IIIスキームの運営に関する契約書	33
第 1 条:規範的な参照文書	33
第 2 条 PEFC RED III.スキームの運用	34
第 3 条 契約の終了および違約金	35
第 5 条 効力発及び有効期間	36
第 6 条 準拠法および管轄裁判所	36
付属書 2: 様式 - PEFC 評議会と認証機関の PEFC RED III公示契約の内容	38
第 1 条:規範的な参照文書	38
第 2 条 用語の定義	40
第 3 条 : PEFC RED III公示認証機関の責務	41

第4条 PEFC 評議会の責務	43
第5条 契約の終了	44
第6条 データ処理	45
第7条:発効と有効期間	46
第8条 準拠法および管轄裁判所	46
付属書 3: 様式- PEFC 評議会または PEFC 認可団体と PEFC RED III 認証を申請する組織との間の PEFC RED III 契約の内容	48
第1条:規範的な参照文書	48
第2条 用語の定義	50
第3条 PEFC RED III 認証組織の責務	51
第4条 PEFC 評議会または PEFC 認可団体の責務	53
第6条 契約の終了	53
第7条:発効と有効期間	55
第8条 準拠法および管轄裁判所	55
付属書 4: PEFC RED III 料金体系と料金及びプロセス	57
1. 一般事項	57
2. PEFC RED III の料金体系と料金	57
3. PEFC RED III の料金プロセス	59
付属書 5: PEFC RED III データベースへの情報登録	61

序文

PEFC（森林認証承認プログラム）は、森林認証と森林由来製品のラベルを通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。PEFCの主張や商標が付いた製品は、その製造に使用される原材料が持続可能な方法で管理された森林および森林外の樹木（TOF）地域、リサイクルされた管理された供給源から来ていることを保証する。

PEFC評議会は、PEFC評議会の要件に準拠する国および地域の森林認証システムを承認する。システムは定期的な評価の対象となる。

PEFC評議会は、PEFC森林認証制度の所有者である。PEFC評議会は、PEFC COC認証を受けた組織が欧州委員会の再生可能なエネルギー指令（RED）の義務を遵守できるよう、既存の制度を拡張して新しい技術文書（PEFC RED スキーム）を策定した。REDは、森林バイオマスと残渣および廃棄物からのリグノセルロース材料を電力、暖房、冷房の生産に使用することを認めている。

欧州委員会はPEFC RED スキームを評価し、2024年12月20日にRED II 認定自主スキームとして認定した。また、PEFC RED III スキームは、2025年4月8日に欧州委員会から肯定的な技術評価を得た。

はじめに

PEFC は、制度の継続的な運用と欧州委員会による継続的な承認を確保するため、PEFC 評議会、PEFC RED 認可団体、PEFC RED III 公示認証機関、および PEFC RED III 認証組織が PEFC RED III 制度の運用を実施するための手順、プロセス、行動、活動を概説したこの手順文書を作成した。PEFC GD 5004 は、PEFC RED 料金システムも導入する。

この手順書は、欧州委員会が実施する評価に必要な RED III 自主制度評価プロトコル要件と PEFC 制度の整合性を示すため、以前に欧州委員会に提出された「ブリッジング文書」に基づき作成された。このブリッジング文書は、ガバナンス、内部監視、認証制度へのアプローチ、苦情解決、文書化された情報手順、情報公開、他の認証制度の受け入れ、監督メカニズム、年次報告、市場データ収集など、既存の PEFC フレームワークの要素を統合したものである。

PEFC 制度のガバナンスは、補完性原則と分権型組織構造に基づいている。したがって、PEFC 制度の運営は、PEFC 評議会と PEFC 認定団体によって行われる。

PEFC 評議会は、PEFC 制度利用者のニーズと期待を満たし、複数の国で事業を展開する利用者の一貫性を確保し、異なる国で事業を展開する PEFC 制度利用者間の差別を回避するために、PEFC 制度の調和のとれた実施を確保する責任を負っている。

1. 適用範囲

この手順書は、以下を含む PEFC RED III スキームの運用に関する要求事項をカバーしている。

- a) PEFC 認可団体による PEFC RED III スキームの運用
- b) PEFC RED III 認証機関の公示手順
- c) PEFC RED III 組織の公示手順
- d) 適合性管理システム
 - i. 資源管理
 - ii. 内部監視
 - iii. 苦情処理手順
 - iv. 利益相反
 - v. 文書化された管理システム
 - vi. パフォーマンス評価
 - vii. 管理レビュー
 - viii. 不適合と是正措置
- e) PEFC RED III データベース
- f) 欧州委員会による RED III 承認の報告と維持
- g) コミュニケーションとプロモーション
- h) PEFC RED III 料金体系と手続き

このガイダンスの要件は、PEFC 評議会と PEFC 評議会に代わり任務を遂行する PEFC RED III を運用する認可団体に適用される。さらに、いくつかの要求事項は、PEFC RED III 公示認証機関及び PEFC RED III 認証組織にも適用される。

この文書では、以下の表現が使用されています。「shall (しなければならない)」は要件、「should (すべきである)」は推奨、「may (してもよい)」は許可、「can (できる)」は可能性または能力を示す。詳細は、ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部に記載されている。

2. 規範的な参考文献

PEFC ST 2002、森林および樹木ベースの製品の加工・流通過程の管理、要求事項 <http://www.pefc.org/>

PEFC ST 2003、PEFC 評議会の CoC 基準に対する認証を運用する認証機関の要求事項

PEFC GD 1004、PEFC スキームの管理

PEFC ST 5002、森林バイオマスを調達する組織の追加要求事項 - RED III

PEFC ST 5003、PEFC ST 5002 に対する認証を提供する認証機関の追加要求事項- RED III

PEFC ST 5004、RED III 指令第 29 条(6a)および(7a)に基づくレベル A リスク評価の開発および PEFC によるその承認に関する要求事項

PEFC GD 5005、PEFC RED II/III スキームに関する PEFC 評議会苦情処理手順

PEFC 評議会規約

ISO 19011、審査マネジメントシステムのガイドライン

ISO/IEC 17065、適合性評価 - 製品、プロセス、サービスを認証する機関の要求事項

ISO 14065 環境情報の妥当性確認および検証を行う機関に対する一般原則および要求事項

再生可能エネルギー源からのエネルギーの促進に関する指令 (EU) 2018/2001、規則 (EU) 2018/1999、指令 98/70/EC の改正および理事会指令 (EU) 2015 の廃止に関する 2023 年 10 月 18 日の欧州議会および理事会の指令 (EU) 2023/2413 (RED III 指令)

欧州議会及び理事会指令 (EU) 2018/2001 (IR 2022/2448) 第 29 条に規定される森林バイオマスの持続可能性基準への適合を証明するための証拠に関する運用ガイダンスの策定に関する 2022 年 12 月 13 日付欧州委員会実施規則 (EU) 2022/2448

適用される持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および間接的な土地利用変化リスクの低さの基準を検証するためのルールに関する 2022 年 6 月 14 日の欧州委員会実施規則(EU)2022/996 及びその付属書(IR 2022/996)

認証機関の認定に関する実施規則 (EU) 2022/996 の改正、及び同規則の付属書 VII の修正に関する 2025 年 2 月 3 日付欧州委員会実施規則 (EU) 2025/196 規則 (IR 2025/196)

廃棄物に関する特定の指令の廃止に関する 2008 年 11 月 19 日の欧州議会および理事会の指令 2008/98 / EC。

3. 用語と定義

3.1 認証機関

認証機関とは、**指令(EU)2023/2413 により改正された指令(EU)20182318/2410013001 の第 30 条 (4)-(6)に従い、欧州委員会により承認されたボランティアまたは国家的スキームの認証システムを用いて、自主的または国家的スキームに代わって経済事業者の審査を実施し、認証書を発行することにより、原材料または燃料の認証サービスを提供する、独立した認定適合性評価機関。**

注 1: 認証機関は、PEFC 評議会と PEFC RED III 公示契約を締結する必要がある。有効な PEFC RED III 公示契約を保有する認証機関は、PEFC RED III 公示認証機関と呼ばれる。

注 2: PEFC RED 公示認証機関とは、PEFC RED II および RED III 公示認証機関の両方を指す。

3.2 経済事業者/組織

原材料の生産者、廃棄物および残留物の収集者、原材料を最終燃料または中間製品に加工する施設の運営者、エネルギー（電気、暖房または冷房）を生産する施設の運営者、または原材料または燃料を物理的に保有する貯蔵施設またはトレーダーを含むその他の運営者（ただし、原材料または燃料の持続可能性および温室効果ガス排出削減特性に関する情報を処理することを条件とする）。

注 1: 組織は、PEFC 評議会または PEFC 認定機関と PEFC RED III 契約を締結しなければならない。

注 2: 「経済事業者」という用語は、PEFC ST 2002 で使用される「組織」という用語と同等である。

注 3: PEFC RED III スキームに基づいて発行された有効な RED III 認証書（PEFC RED III 認証書）を保有する組織は、PEFC RED III 認証組織と呼ばれる。

注 4: PEFC RED 認証組織とは、PEFC RED II 認証組織と RED III 認証組織の両方を指す。

3.3 最初の集積地

農業バイオマス、森林バイオマス、廃棄物、残渣の生産者から直接原材料を調達している、または非生物由来の再生可能燃料の場合は、そのような燃料を生産している工場から原材料を調達している、**経済事業者**またはその他の契約上の相手方によって直接管理されている貯蔵または加工施設。

注 1: 残渣や廃棄物の最初の集積地は、収集地点である。収集地点とは、残渣や廃棄物からリグノセルロース系原材料を調達する**経済事業者**が直接管理する貯蔵施設や加工施設のことである。

注 2: PEFC ST 5002 の範囲内において、最初の集積地は、森林バイオマスおよびリグノセルロース系原材料の廃棄物・残渣の生産者から直接原材料を調達する**組織**のみを対象とする。

3.4 PEFC 認可団体

PEFC 評議会に代わって PEFC および PEFC RED III スキームの運営を行うために PEFC 評議会によって認可

された団体。

注: 認可団体は、その国で活動する **PEFC 国別管理団体** (PEFC NGB)、または PEFC 評議会によって PEFC または PEFC RED スキームの運営を行うために認可されたその他の団体である

3.5 PEFC 国別管理団体 (PEFC NGB)

PEFC 国別管理団体 (PEFC NGB) は、各国で PEFC システムを開発および実施するために設立された独立した国内組織である。PEFC NGB のリストと連絡先は、PEFC の Web サイトで確認できる。

3.6 PEFC RED 認可団体

PEFC RED 認可団体は、PEFC 評議会によって、PEFC 評議会に代わって PEFC RED III スキームの業務を遂行する権限を付与される。

注 1: PEFC RED 認可団体とは、その国で活動する PEFC 国別管理団体 (PEFC NGB)、または PEFC 評議会によって PEFC RED III スキームの業務を遂行する権限を付与されたその他の団体のいずれかである。

注 2: PEFC 評議会が PEFC RED 認可団体を認可していない国では、PEFC 評議会事務局が PEFC 評議会に代わって、PEFC RED 認可団体に割り当てられた業務を遂行する。

3.7 PEFC RED データベース

PEFC RED データベースは、PEFC REDII および III スキームに関する情報を集約した中央リポジトリであり、その完全性と運用性を確保するために役立つ。PEFC RED データベースの利用者は、PEFC 評議会事務局、PEFC RED 認可団体、PEFC RED III 公示認証機関、および PEFC REDII/III 認証組織である。

3.8 PEFC RED III 契約

PEFC RED III 契約は、PEFC 評議会または PEFC RED 認可団体と、PEFC RED III 認証を申請する組織との間の正式な合意である。この契約は、組織の PEFC RED III スキームへの参加に関する両当事者の義務と責任を規定している。

注: PEFC RED III 契約は、本書の付属書 3 に記載されている。

3.9 PEFC RED III 公示契約

PEFC RED III 公示契約は、PEFC 評議会と PEFC RED III 認証の運用を希望する PEFC 公示認証機関との間の正式な合意である。この契約は、認証機関の PEFC RED III スキームへの参加に関する両当事者の義務と責任を規定している。

注: PEFC RED III 公示契約は、本書の付属書 2 に記載されている。

3.10 PEFC RED III スキーム

PEFC RED III 適合性評価システムの管理と、欧州委員会によるその承認の維持に関する一連の規則と手順。PEFC RED III 認証スキームは、PEFC 評議会レベルで所有および管理され、PEFC が承認した国および地域の認証システムの対応する機関によって採用されている。

3.11 PEFC RED 運用契約

PEFC RED 運用契約は、PEFC 評議会と PEFC 認定機関との間の正式な契約であり、PEFC 認定機関に対し、特定の国における PEFC RED III スキームに関連する PEFC GD 5004 に規定されている業務を運用する権限

と、その国で発行された PEFC RED III 認証に対する PEFC RED III 手数料の一部を受領する権限を付与するものである。

注： PEFC RED 運用契約は、本書の付属書 1 に記載されている。

3.12 認定ボランティア制度

RED III 第 30 条(4)に基づき認定されたボランティア制度：

委員会は、バイオ燃料、バイオ液体、バイオマス燃料、または第 27 条(1)(b)に規定する分子に算入される資格を有するその他の燃料の生産に関する基準を設定する自主的な国内または国際制度が、第 25 条(2)および第 29 条(10)の適用上、温室効果ガス排出削減に関する正確なデータを提供しているか、第 27 条(3)、第 28 条(2)および第 4 条への準拠を実証しているか、またはバイオ燃料、バイオ液体、またはバイオマス燃料の委託が第 29 条(2)から(7)に定める持続可能性基準に準拠していることを証明していると決定することができる。第 29 条(6)及び(7)に定める基準が満たされていることを示す場合、事業者は、調達地域レベルで直接、必要な証拠を提出することができる。

委員会は、国際協定により認められた、又は政府間機関若しくは国際自然保護連合が作成したリストに含まれる、希少、絶滅の危機に瀕した、若しくは絶滅の危機に瀕した生態系若しくは種の保護地域を、第 29 条(3)第 1 段落(c)(III)の適用上、認定することができる。委員会は、これらの制度が、土壌、水及び大気の保護、劣化した土地の再生、水不足地域における過剰な水消費の回避、並びに間接的な土地利用変化リスクが低いバイオ燃料、バイオリキッド及びバイオマス燃料の認証のために講じられた措置に関する正確な情報を含んでいると決定することができる。

3.13 RED III 認証書

ボランティア制度の枠組みの中で認証機関が発行する適合宣言書で、事業者が RED III の要求事項を遵守していることを証明するもの。

注 1： RED III に基づき欧州委員会が認める PEFC ボランティア制度の枠組みの中で**認証機関**が発行する適合宣言書で、経済事業者が RED III の要求事項を遵守していることを証明するものは、PEFC RED III 認証書と呼ばれる。有効な PEFC RED III 認証書を保有する**組織**は、PEFC RED III 認証**組織**と呼ばれる。

注 2： RED 認証書は、RED II 認証書と RED III 認証書の両方を指す。

3.14 取引データ

制度の市場動向、前暦年に PEFC により認証された原材料、バイオ燃料、バイオ液体、バイオマス燃料の原産国別および種類別の量。

4. PEFC 評議会事務局および PEFC 認定団体による PEFC RED IIIスキームの運営

4.1 全般的な要求事項

4.1.1 PEFC 評議会は **PEFC RED IIIスキーム**の所有者であり、PEFC RED III技術文書に関する説明、解釈、ガイダンスを発行できる唯一の機関である。

4.1.2 PEFC RED IIIスキームの運営は、本書に記載されている手続きの要求事項に従って、PEFC 評議会事務局および **PEFC RED 認可団体**によって行われる。

4.1.3 **PEFC 国別管理団体**が、ある国における PEFC RED IIIスキームの **PEFC RED 認可団体**となるためには、**PEFC 国別管理団体**の意思決定機関が、PEFC RED III技術文書を自国のシステムまたは地域システムの一部として採用しなければならない。

4.1.4 PEFC 評議会は、各 **PEFC 認可団体**に対し、それぞれの国において **PEFC RED IIIスキーム**の特定の業務を実施する権限を与える。この権限は、PEFC 評議会と **PEFC RED 認可団体**となる **PEFC 認可団体**との間で締結された PEFC RED 業務契約に基づく。契約書の雛形は、本書の付属書 1 に記載されている。

4.1.5 PEFC RED IIIの運営のための **PEFC 認可団体**がない国においては、PEFC 評議会事務局が、当該国において **PEFC 認可団体**に割り当てられた業務を遂行するものとする。

4.1.6 欧州連合に拠点を置く PEFC RED 認可団体は、自国の管轄当局と定期的に連絡を取り合わなければならない。

4.1.7 PEFC 評議会は、契約条件のいずれかが遵守されていないと信じる理由がある場合、**PEFC RED 運営契約**を一時的に停止することができる。一時的な停止が解除された場合、その契約は再び有効になる。一時的な停止が終了となった場合は、この契約は自動的に終了となる。

4.1.8 PEFC 評議会は、契約条件のいずれかが遵守されていないという証拠がある場合、**PEFC RED 認可団体**との **PEFC RED 運営契約**を即時解除することができる。

4.1.9 どちらの当事者も、書留郵便で 3 ヶ月前に通知することにより、**PEFC RED 運営契約**を解除することができる。

4.1.10 PEFC REDⅢ運営契約が終了した場合、当該 PEFC RED 認可団体と PEFC REDⅢ 認証組織との間で締結されたすべての PEFC REDⅢ 契約は、本規格付属書 3 の様式を用いて、3 ヶ月以内に PEFC 評議会と PEFC RED Ⅲ 認証組織との間で締結される新たな PEFC REDⅢ 契約に置き換えなければならない。

4.1.11 PEFC REDⅢ 認証組織が PEFC 評議会との新たな PEFC RED 運営契約への署名を拒否した場合、PEFC 評議会事務局は、必要な措置を講じるよう直ちに PEFC REDⅢ 公示認証機関に通知しなければならない。

4.1.11 PEFC 評議会は、**PEFC REDⅢ 運用契約**の一時停止または終了によって **PEFC REDⅢ 認可団体**に生じた費用またはその他の損害について、補償を支払う義務を負わない。

4.2 PEFC REDⅢスキームの財務

4.2.1 欧州委員会の承認の維持および **PEFC REDⅢスキーム**の運営管理は、PEFC REDⅢ 料金を通じた資金によって賄わなければならない。

4.2.2 この文書の付属書 4 に記載されている PEFC REDⅢの料金体系、関税、およびプロセスは、世界中で発行されるすべての PEFC REDⅢ 認証書に適用される。

4.2.3 PEFCⅢの料金体系、関税、プロセスは、世界中で発行されるすべての PEFC REDⅢ 認証書に適用される。

4.2.4 PEFC 評議会は、世界中の PEFC REDⅢ 認証組織から PEFC REDⅢ 料金を徴収する責任を負わなければならない

5. 認証機関の PEFC RED III 公示手順

5.1 全般

5.1.1 PEFC RED III 認証機関への公示は、PEFC 評議会を代表して PEFC 評議会事務局によって世界中で実施される。

5.1.2 PEFC RED III 公示は、PEFC 評議会と認証機関の間で締結された PEFC RED III 公示契約に基づいて行われなければならない。

5.1.3. PEFC RED III 公示契約は、認証機関が PEFC RED III 認証の運用を開始する前に締結されなければならない。

5.1.4 PEFC 評議会と認証機関との間の PEFC RED III 公示契約の内容には、付属書 2 に記載されているすべての要求事項が含まれなければならない。

5.1.5 PEFC 認証機関の公示には、認証機関の出身国、所属協会など、いかなる差別的措置も含まれてはならない。

5.1.6 認証機関に公示に当たっては、PEFC 評議会事務局は、認証機関から、認証機関が次の事項を証明できる証拠を受け取らなければならない：

- a) 認証機関は法人であり、PEFC RED III 認証を行いたい国で合法的に運用できる。
- b) PEFC ST 2003“PEFC 国際 COC 規格に照らして認証を運用する認証機関の要求事項”に準拠して PEFC COC 認証を運用する認定を受けており、有効な PEFC COC 公示を保持している。
- c) ISO/IEC 17065 に準拠し、規則(EC) 765/2008 に準拠した国の認定機関によって発行された有効な認定を保持しており、指令(EU) 2023/2413 により改正された指令(EU) 2018/2001 の範囲内で、自主的または国家スキームの特定の認証範囲をカバーしている。

注: c) に記載されている認定関連要求事項の証拠の証明は、欧州委員会が認定関連要求事項を延期した場合、延期されることがある。欧州委員会が認定要求事項を復活させた場合、PEFC 評議会事務局は、認証機関との PEFC RED III 公示契約の有効性を維持するために、適時に認定の証拠を受領するよう努める。

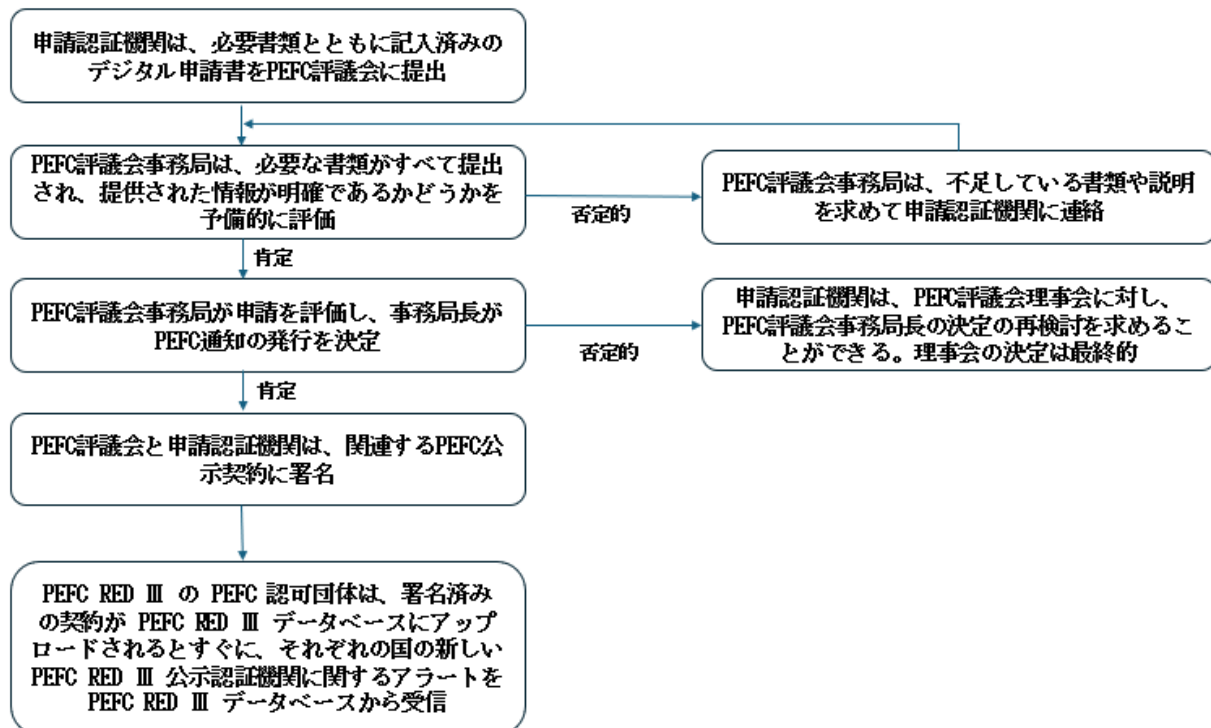
5.1.7 さらに、**認証機関**が内部要員または直接管理下にある他の要因を使用して検証活動を実施する場合、EN ISO/IEC 17029 および EN ISO 14065 の適用可能な要求事項も満たさなければならない。認証機関は、検証活動のために、EN ISO/IEC 17029 および EN ISO 14065 の適用可能な要求事項を満たす認定機関からのその他の要員のみを使用しなければならない。

5.1.8 PEFC 評議会事務局は、認証機関が PEFC REDⅢの公示を受けるための要求事項および **PEFC REDⅢ公示契約**に定められた条件を遵守していることを定期的に監視しなければならない。

5.1.9 PEFC 評議会事務局は、認証機関による **PEFC REDⅢ公示契約違反**の証拠がある場合、直ちに措置を講じなければならない。

5.2 認証機関の PEFC REDⅢ公示の手続き

図 1 認証機関の PEFC REDⅢ公示の手続き



5.2.1 PEFC REDⅢ公示プロセスを開始するには、PEFC 評議会は、申請認証機関から、本文書の 5.1.6 項および 5.1.7 項に記載されているすべての必要書類を含む申請書を受領するものとする。申請は、**認証機関**がオンライン申請フォームを用いて行う。

注： PEFC REDⅡ公示**認証機関**が PEFC REDⅢ公示**認証機関**になることを希望する場合、オンライン申請フォームに記入する必要はない。本文書の 5.1.3 の手順に従わなければならない。

5.2.2 PEFC 評議会事務局は、申請の予備審査を実施し、必要な書類がすべて提出されていること、および提供された情報が明確であることを確認しなければならない。

5.2.3 不足している書類がある場合、または説明が必要な場合は、PEFC 評議会事務局は申請**認証機関**に連絡し、不足している書類の提出または説明を求めるものとする。

5.2.4 PEFC 評議会事務局は申請を審査し、事務局長が**認証機関**の PEFC REDⅢ通知の発行を決定する。

5.2.5 PEFC 評議会事務局が申請を拒否した場合、申請**認証機関**は PEFC 評議会理事会に異議を申し立て、PEFC 評議会事務局長の決定を再検討することができる。理事会の決定は最終的なものとなる。

5.2.6 PEFC 評議会が申請を承認した場合、PEFC 評議会と申請**認証機関**は **PEFC REDⅢ公示契約**の締結手続きを進める。

6. 組織の PEFC RED III 公示手続き

6.1 一般事項

6.1.1 PEFC RED III 組織の公示は、PEFC 評議会に代わってそれぞれの国の **PEFC RED 認可団体**によって行われ、**PEFC RED 認可団体**がない国では PEFC 評議会によって行われる。

6.1.2 PEFC RED III の組織の公示には、組織の出身国、装束協会などの差別的措置を含めてはならない。

6.1.3 PEFC RED III の組織の公示は、PEFC 評議会または **PEFC RED 認可団体**と組織との間における契約書への署名に基づかなければならない。

6.1.4 **PEFC RED 認可団体**と PEFC RED III 認証を適用する **組織**との PEFC RED III 契約は、認証機関による最初の PEFC RED III 認証書の発行前に締結されなければならない。

6.1.5 **PEFC 認可団体**と **組織**との間の **PEFC RED III 契約**の内容には、本文書の付属書 3 に規定されているすべての要件が含まれなければならない。

6.1.6 **組織**を公示するため、PEFC 認可団体は、組織が有効な PEFC COC 認証書を保有しているか、**PEFC RED III 認証書**の取得と同時に PEFC COC 認証書を取得していることのどちらかを確認しなければならない。

6.1.7 **PEFC 認可団体**は、組織との署名済み **PEFC RED III 契約書**を **PEFC RED データベース**にアップロードしなければならない。

6.1.8 PEFC 評議会事務局あるいは **PEFC 認可団体**は、**組織**に **PEFC RED III 契約**の違反の証拠がある場合には、対応する措置を直ちに講じなければならない。

6.2 PEFC 認可団体の責務

6.2.1 **PEFC 認可団体**は、**PEFC RED III 契約書**を自国の言語に翻訳することができる。ただし、組織が署名した契約書には、常に英語版と翻訳版が含まれ、英語版が公式版であることを明記しなければならない。

6.2.2 **PEFC RED 認可団体**は、**PEFC RED III スキーム**を運用する国の管轄区域に本文書付録書 3 に示されている **PEFC RED III 契約書** 8 条を適用しなければならない。

6.2.3 **PEFC RED 認可団体**は、**PEFC RED III 契約**が、団体が所在する国の法律に準拠していることを確認する責任を負う。

7. 適合性管理システム

7.1 一般事項

7.1.1 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED III スキーム**に対する欧州委員会の承認を維持するために、適合性管理システムを確立しなければならない。

7.1.2 PEFC RED 認可団体は、適合性管理システムを維持するために PEFC 評議会事務局を支援しなければならない。

7.1.3 適合性管理システムは、PEFC REDⅢ 認証組織がスキームの規定に準拠しているかどうかを検証し、PEFC REDⅢ 公示認証機関の審査員が実施する作業の品質を保証するものでなければならない。

7.2 資源管理

7.2.1 PEFC 評議会事務局および **PEFC RED 認可団体**は、適合性管理システムを確立、実施、維持し、継続的に改善するために必要な資源を決定し、提供しなければならない。

7.2.2 PEFC 評議会事務局および **PEFC RED 認可団体**は、**PEFC REDⅢスキーム**の効果的な実施とプロセスの運用及び管理のために、**PEFC REDⅢスキーム**の運用に関連する役割を定義し、責任を職員に割り当てなければならない。

7.2.3 PEFC 評議会事務局および **PEFC RED 認可団体**は、割り当てられたスタッフが割り当てられたタスクを遂行する能力を備えていることを確認しなければならない。

7.2.4 各 PEFC RED 認可団体は、PEFC RED 認可団体のスタッフが PEFC 評議会事務局に参加し、調整することを確保しなければならない

7.3 内部モニタリング

7.3.1 一般的事項

7.3.1.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.3.1.1.1 PEFC 評議会事務局は、**組織**がスキームの規定に準拠しているかどうかを検証し、認証機関の審査員が実施する作業の品質を確保するためのモニタリング・システムを導入しなければならない。

7.3.1.1.2 PEFC 評議会事務局は、PEFC RED 認可団体と連携し、外部の利害関係者と定期的に連絡を取らなければならない。

7.3.1.1.3 PEFC 評議会事務局は、あらゆる説明、解釈、ガイダンス、または情報を関係する利害関係者と共有しなければならない。

7.3.1.1.4 PEFC 評議会事務局は、制度の遵守に関する情報を収集し、評価しなければならない。

7.3.1.1.5 PEFC 評議会事務局は、内部モニタリングの結果を毎年まとめ、欧州委員会に報告しなければならない。

7.3.1.1.6 PEFC 評議会事務局は、内部モニタリングの結果を、認証の要求事項に関する技術指導や解釈の提供、研修内容の改善など、PEFC 認証システムの強化を可能にする様々な活動に活用しなければならない。

7.3.1.2 PEFC RED 認可団体の責務

7.3.1.2.1 PEFC RED 認可団体は、7.3.1.1.2 項に従い、PEFC 評議会事務局と連携して、自国に拠点を置く利害関係者と定期的に連絡を取り、支援を行わなければならない。

7.3.1.2.2 PEFC RED 認可団体は、PEFC 評議会事務局が提供する技術的な説明、解釈、ガイダンス、または情報を、自国の関係者と共有すべきである。

7.3.1.2.3 PEFC RED 認可団体は、PEFC 評議会が発行する **PEFC RED III スキーム**に関する PEFC 要求事項および文書の変更が、PEFC RED III 認証**組織**との契約に影響を与える場合、PEFC RED III 認証**組織**に通知しなければならない。

7.3.2 認定のモニタリング

7.3.2.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.3.2.1.1 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED 認可団体**と連携し、会議、研修、情報交換、ウェビナーを通じて、認定機関との定期的な連絡を維持しなければならない。

7.3.2.1.2 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED III スキーム**に基づき認証サービスを提供する PEFC RED III 公示**認証機関**を認定する認定機関との年次会議を開催しなければならない。PEFC 評議会事務局は、これらの会議において、PEFC RED III 認証に関連する PEFC RED III 公示**認証機関**のパフォーマンスについて議論するようにしなければならない。

7.3.2.1.3 PEFC 評議会事務局は、認定機関向けの研修プログラムを維持しなければならない。

7.3.3 認証機関のモニタリング

7.3.3.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.3.3.1.1 PEFC 評議会事務局は、PEFC REDⅢ 公示認証機関と定期的に連絡を取り、PEFC RED 認定機関と調整を図らなければならない。

7.3.3.1.2 PEFC 評議会事務局は、PEFC REDⅢ 公示認証機関のリストを、関連する公示および認定ステータスとともに PEFC RED データベースに掲載しなければならない。

7.3.3.1.3 PEFC 評議会事務局は、認証機関向けの特別な研修プログラムを維持しなければならない。

7.3.3.1.4 PEFC 評議会事務局は、PEFC REDⅢ 審査を行う審査員の研修状況をモニタリングしなければならない。

7.3.3.1.5 PEFC 評議会事務局は、すべての PEFC REDⅢ 公示認証機関と定期的に（少なくとも年 2 回）会合を開催しなければならない。これらの会議では、制度の有効性、制度の適切性、PEFC REDⅢ 公示認証機関による検証サービスの調和、PEFC 内部監視システムを通じて特定された PEFC REDⅢ 公示認証機関の潜在的な利益相反、PEFC REDⅢ 認証組織の活動状況、潜在的な不適合、第三者から提起された苦情について議論しなければならない。

7.3.3.1.6 PEFC 評議会事務局は、PEFC ST 5003 の 4.2.6 項に記載されている PEFC REDⅢ 認証活動の活動状況に限定して、PEFC REDⅢ 公示認証機関の年次内部監査報告書を毎年レビューし、例えば、問題がある場合や説明が必要な場合は認証機関に連絡するなど、それに応じた対応をしなければならない。

7.3.3.1.7 PEFC 評議会事務局は、PEFC REDⅢ 公示認証機関の内部監査報告書に、審査員、認証レビュアー、および意思決定者の利益相反がないことを宣言する情報が含まれていることを確認しなければならない。

7.3.3.1.8 PEFC 評議会事務局は、**認証機関**が、審査報告書、審査報告書概要、および該当する場合は温室効果ガス排出削減クレジットの適用に関する関連する背景証拠を含むすべての関連文書と温室効果ガス排出量の計算書を、認証書とともに、英語および必要に応じてその他の言語で PEFC 評議会および／または **PEFC RED 認可団体**に送付することを確実にするためにモニターしなければならない。その他の必要な審査記録は、PEFC ST 2003:2020 の要求事項 4.5 に従い、要請に応じて、英語で PEFC 評議会および／または PEFC RED 認可団体に提出する必要がある場合がある。

7.3.3.2 PEFC RED 認可団体の責務

7.3.3.2.1 PEFC REDⅢ 公示**認証機関**が、1 つの国、または英語以外の同じ言語が話されている複数の国で PEFC REDⅢ 認証を運営している場合、7.3.3.1.6、7.3.3.1.7、および 7.3.3.1.8 に記載されているタスクは、PEFC REDⅢ 公示**認証機関**が運営している国の **PEFC RED 認可団体**によって実施することができる。

7.3.4 組織モニタリング

7.3.4.1 PEFC 評議会の責務

7.3.4.1.1 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED 認可団体**の支援を得て、PEFC REDⅢ公示**認証機関**が提供する年次認証審査報告書に基づき、ランダムに抽出したリスクベースに基づくサンプルを用いて、PEFC REDⅢ認証組織のパフォーマンスに関する年次レビューを実施しなければならない。

7.3.4.1.2 PEFC 評議会は、少なくとも以下の基準を考慮してサンプルを決定しなければならない。

- a) 認証制度の地理的範囲および原材料の範囲
- b) PEFC REDⅢ認証**組織**が行う活動のリスクレベル

7.3.4.1.3 PEFC 評議会事務局は、サンプルを選定する際に、PEFC REDⅢ公示**認証機関**による審査中に重大な不適合が指摘された PEFC REDⅢ認証組織を考慮しなければならない。

7.3.4.1.4 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED 認可団体**が審査報告書のレビューを支援し、各 **PEFC RED 認可団体**に通知するために実施する業務を決定しなければならない。

7.3.4.1.5 レビューで不適合が特定された場合、PEFC 評議会事務局は、PEFC REDⅢ認証**組織**および **PEFC REDⅢ公示認証機関**に対し組織所在地国の **PEFC RED 認可団体**と連携して通知しなければならない。

7.3.4.1.6 PEFC 評議会事務局および／または **PEFC RED 認可団体**は、PEFC REDⅢ認証**組織**との事前の合意および調整の上、内部監査またはマネジメントシステムレビューにオブザーバーとして参加しなければならない。また、PEFC REDⅢ認証**組織**および **PEFC REDⅢ公示認証機関**との事前の合意および調整の上、外部審査にオブザーバーとして参加しなければならない。

7.3.4.2 PEFC RED 認可団体の責務

7.3.4.2.1 **PEFC RED 認可団体**は、PEFC 評議会事務局による PEFC REDⅢ認証組織のパフォーマンスレビューを支援しなければならない。

7.3.5 腐敗行為のモニタリング

7.3.5.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.3.5.1.1 PEFC 評議会事務局は、腐敗行為を検出するためのプロセスを導入しなければならない。

7.3.5.2 PEFC RED 認可団体の責務

7.3.5.2.1 PEFC RED 認可団体は、腐敗行為に関する根拠のある懸念を認識した場合は PEFC 評議会事務局に報告し、PEFC 評議会事務局の調査を支援しなければならない。

7.3.6 内部監査の結果

7.3.6.1 PEFC 評議会事務局は、PEFC 内部モニタリングの結果を、以下の目的（ただしこれらに限定されない）で活用しなければならない。

- a) PEFC と PEFC REDⅢ 公示認証機関との定期会合、および研修会において、PEFC REDⅢ 公示**認証機関**および審査員と主要な問題について議論し、情報交換を行うことにより、スキームおよび検証活動の有効性と適切性を向上させる。
- b) 必要に応じて、認証プロセスに関する技術ガイダンスおよび／または解釈を示し、適切なチャネルを通じて伝達する。
- c) PEFC RED Ⅲ 研修の枠組みを改善するために、研修資料を改正・作製する。
- d) 該当する場合、**PEFC REDⅢ 公示認証機関**との **PEFC REDⅢ 公示契約**の一時停止または解除を含む是正措置を実施する。
- e) 内部モニタリングの結果を、PEFC のガバナンスと構造、および継続的改善プロセスのための技術的枠組みを強化するためのインプットとして活用する。
- f) 必要に応じて、PEFC 評議会および PEFC 会員に関連決議を報告し、採択する。

7.4 苦情処理手続き

7.4.1 一般事項

7.4.1.1 PEFC 評議会は、PEFC RED Ⅲ 認証**組織**、PEFC REDⅢ 公示**認証機関**、PEFC 評議会、および **PEFC RED 認可団体**に対して第三者が行った **PEFC REDⅢ スキーム**の決定および／または活動に関する苦情を処理するための、一貫性があり、公平で、差別がなく、効果的な手順を整備しなければならない

7.4.1.2 PEFC RED Ⅱ/Ⅲ 苦情処理手続きは、以下の PEFC RED Ⅱ/Ⅲ 関連の決定および／または活動に対する苦情のみを取り扱わなければならない。

- a) PEFC 評議会事務局または **PEFC REDⅢ スキーム**を自国の領域内で実施する **PEFC RED 認可団体**（レベル A リスクアセスメントの認定および承認プロセスを含む）。
- b) PEFC RED Ⅲ 公示**認証機関**
- c) PEFC RED Ⅲ 認証**組織**。

7.4.1.3 本文書の 7.4.1.2 に記載されている PEFC RED II/III 関連の決定および/または活動に対する苦情の処理は、PEFC RED II/III GD 5005 - PEFC RED II/III スキームに関する PEFC 評議会苦情処理手順に記載されている手順に従わなければならない。

7.4.2 PEFC 評議会の責務

7.4.2.1 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED 認可団体**、PEFC RED III 公示認証機関、および RED III 認証組織に対する苦情を含むすべての苦情の記録を **PEFC RED データベース** に保存しなければならない。

7.4.2.2 PEFC 評議会事務局は、本文書 7.4.1.2 に記載された範囲内で、すべての苦情の概要および苦情とその処理に関連する文書を、年次活動報告書の中で欧州委員会に提出しなければならない。

7.4.2.3 PEFC 評議会事務局は、苦情処理のために処理される個人データが、適用されるデータ保護法に従って処理されることを確保しなければならない。

7.4.2.4 PEFC 評議会事務局は、PEFC RED II/III 関連の苦情を処理する際に、PEFC RED II/III GD 5005 「PEFC 評議会の PEFC RED II/III スキームに関する苦情処理手順」に記載されている手順に従わなければならない。

7.4.2.5 PEFC 評議会事務局は、PEFC RED II/III 苦情処理手順の範囲内のすべての苦情が **PEFC RED データベース** に正しく登録されていることを確認するためにモニターしなければならない。

7.4.3 PEFC RED 認可団体の責務

7.4.3.1 **PEFC RED 認可団体**は、PEFC RED II/III 関連の苦情を処理する際に、PEFC RED II/III GD 5005 - PEFC RED II/III スキームに関する PEFC 評議会苦情処理手順に記載されている手順に従わなければならない。

7.4.3.2 **PEFC RED 認可団体**は、苦情処理のために処理される個人データが、適用されるデータ保護法に準拠して処理されることを確保しなければならない。

7.4.3.3 **PEFC RED 認可団体**は、処理した各苦情の概要を、苦情およびその処理プロセスに関連するすべての文書（利益相反の宣言を含む）とともに、**PEFC RED データベース** に登録しなければならない。

7.4.4 PEFC RED III 公示認証機関の責務

7.4.4.1 PEFC REDⅢ 公示認証機関は、**PEFC REDⅢ スキーム**に基づく認証機関の決定および／または活動に関して第三者から申し立てられた苦情を処理するための、一貫性があり、公平で、差別がなく、効果的な手順を整備しなければならない。

7.4.4.2 PEFC REDⅢ 公示認証機関は、苦情処理のために処理される個人データが、適用されるデータ保護法に準拠して処理されることを確保しなければならない。

7.4.4.3 PEFC REDⅢ 公示認証機関は、処理した各苦情の概要を、苦情およびその処理プロセスに関連するすべての文書（利益相反の宣言を含む）とともに、**PEFC RED データベース**に登録しなければならない。

7.4.5 PEFC RED 認証組織の責務

7.4.5.1 PEFC REDⅢ 認証組織は、**PEFC REDⅢ スキーム**に基づく自らの決定および／または活動に関して第三者から申し立てられた苦情に対処するための、一貫性があり、公平で、差別がなく、効果的な手順を整備しなければならない。

7.4.5.2 PEFC REDⅢ 認証組織は、苦情処理のために処理される個人データが、適用されるデータ保護法に準拠して処理されることを確保しなければならない。

7.4.5.3 PEFC REDⅢ 認証組織は、処理した各苦情の概要を、苦情およびその処理プロセスに関連するすべての文書（利益相反の宣言を含む）とともに、**PEFC REDⅢ データベース**に登録しなければならない。

7.5 利害の相反

7.5.1 PEFC 評議会の責務

7.5.1.1 PEFC 評議会が利害相反を有する可能性がある要員が **PEFC REDⅢ スキーム**における決定から除外されることを確実にするための課程を構築しなければならない。該当課程は、すべての決定を行う前に、該当の決定に関与する要員に対し利害相反の宣告をし、さらに独立しており、利害相反がないことを確約することを求めなければならない。

7.5.1.2 PEFC 評議会事務局は **PEFC REDⅢ スキーム**にあてられたすべての利害相反の宣告を監視し、それらを内部監視システムの一部として文書化しなければならない。

7.5.1.3 PEFC 評議会事務局は**認証機関**に対して利害相反宣告に関する情報を要請し、適切性に応じて内部監視システムに登録しなければならない。

7.5.1.4 **認証機関**のレベルにおける利害相反の可能性に関する内部監視システムの結果は PEFC および PEFC RED III 公示**認証機関**との間の隔年会合において論議される。

7.6 文書情報

7.6.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.6.1.1 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED III スキーム**に関連するすべての文書および記録を確実に管理するための文書化された情報提供の手順を整備しなければならない。

7.6.1.2 PEFC 評議会事務局は、PEFC GD 1001「PEFC 技術文書の構成 - 一般要求事項」および PEFC GD 1003「PEFC 技術文書の開発」に従い、**PEFC RED III スキーム**に基づくすべての文書および記録を、開発、管理、改訂のすべての段階にわたって確実に管理しなければならない。

7.6.1.3 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED III スキーム**文書を、関係する国内当局によって要求される場合、最低 5 年間、またはそれ以上保管しなければならない。

7.6.1.4 PEFC 評議会事務局は、必要に応じて、**認証機関**及びその審査員、並びに PEFC RED III 認証**組織**向けのガイダンス文書及び追加文書を作成することができる。

7.6.1.5 PEFC 評議会事務局は、欧州委員会が認めた PEFC RED III スキーム文書に関する調整又は変更を欧州委員会に通知しなければならない。

7.6.1.6 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED III スキーム**に関するすべての変更及び調整を関係する利害関係者に伝達しなければならない。

7.6.1.7 PEFC 評議会事務局は、最新の PEFC RED III スキーム文書がすべて PEFC インターナショナルのウェブサイト入手可能であることを確保しなければならない。

7.7 パフォーマンス評価

7.7.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.7.1.1 PEFC 評議会事務局は、PEFC RED Ⅲ認証組織の実績を少なくとも年 1 回モニターするための主要実績評価指標（KPI）を決定しなければならない。

7.7.1.2 PEFC 評議会事務局は、**PEFC RED 認可団体**との定期会合において、これらの KPI を分析、評価し、周知しなければならない。

7.7.1.3 PEFC 評議会事務局は、KPI の結果を用いて、品質マネジメントシステム及び内部モニタリングの実績と有効性、並びに品質マネジメントシステムの改善の必要性を評価しなければならない。

7.7.1.4 PEFC 評議会事務局は、計画された業務の進捗状況の経時的な分析を含む進捗報告書を四半期ごとに作成しなければならない。この進捗報告書は、PEFC 理事会に提出され、レビューを受ける。タスクが実施されていない可能性がある場合（不適合）、その理由と講じるべき対策を特定するためのレビューが実施される。

7.7.1.5 PEFC 評議会事務局は、結果の証拠として適切に文書化された情報を保管しなければならない。

7.7.2 PEFCRED 認可団体

7.7.2.1 **PEFC RED 認可団体**は、事務局の指示に従って、PEFC 評議会事務局による PEFC REDⅢの活動の実施状況のモニタリングを支援しなければならない。

7.8 マネージメント・レビュー

7.8.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.8.1.1 PEFC 評議会事務局は、REDⅢ認証組織の実績について議論し、レビューするため、RED Ⅲ管理チームの定期会議を開催しなければならない。

7.8.1.2 職員は、PEFC REDⅢの管理に関する懸念を、いつでも担当のラインマネージャーまたは事務局長に提起することができる。

7.8.1.3 PEFC 評議会事務局は、マネジメントシステムに関するトップマネジメントレビューを実施しなければならない。

7.8.1.4 PEFC 評議会事務局は、トップマネジメントレビューの結果を用いて、以下の事項に関する決定および措置を講じなければならない。

- a) 改善の機会
- b) 品質マネジメントシステムの変更の必要性
- c) 資源の必要性

7.8.1.5 PEFC 評議会事務局は、トップマネジメントレビューの結果の証拠として文書化された情報を保管しなければならない。

7.8.1.6 PEFC 評議会事務局は、PEFC REDⅢ認証を採用している PEFC RED 認可団体との会合を年 2 回開催し、PEFC REDⅢスキームの運用および様々なトピックについて議論および評価しなければならない。これらの会合は、PEFC 評議会が年 2 回開催する PEFC アライアンスオンライン/PEFC フォレストフォーラムの一環として開催することができる。

7.9 不適合と是正措置

7.9.1 PEFC 評議会事務局の責務

7.9.1.1 本文書の要求事項への不適合が特定された場合（苦情に起因するものも含む）、PEFC 評議会事務局は以下を実施しなければならない。

- a) 不適合に対応し、該当する場合は以下を実施する。
 - i. 不適合を管理および是正するための措置を講じる。
 - ii. 不適合の結果に対処する。
- b) 不適合が再発または他の場所で発生しないように、不適合の原因を除去するための措置の必要性を評価する。評価は以下によって行う。
 - i. 不適合をレビューおよび分析
 - ii. 不適合の原因の特定
 - iii. 類似の不適合が存在するか、または発生する可能性があるかの判断
- c) 必要な措置の実施
- d) 講じられた是正措置の有効性のレビュー
- e) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更

7.9.1.2 PEFC 評議会事務局は、是正措置が、遭遇した不適合の影響に対して適切なものであることを保証しなければならない。

7.9.1.3 PEFC 評議会事務局は、以下の事項の証拠として文書化された情報を保管しなければならない。

- a) 不適合の性質およびその後講じられた措置

b) 是正措置の結果

7.9.2 PEFC RED 認可団体の責務

PEFC RED 認可団体は、PEFC 評議会事務局と協力し、特定された不適合への対応、PEFC 評議会事務局の要請に応じた措置の実施、評価および有効性のレビューの支援、および必要に応じてマネジメントシステムの変更を行わなければならない。

8. PEFC RED データベース

8.1 一般事項

8.1.1 PEFC RED データベースにアクセスし、PEFC RED III 公示認証機関および PEFC RED III 認証組織が PEFC RED データベースの公開検索に表示されるためには、以下の要求事項を満たす必要があります。

- a) PEFC RED 認可団体は、PEFC RED 運用契約に署名し、本文書の付属書 1 に記載されている契約条件を遵守しなければならない
- b) PEFC RED III 公示認証機関は、PEFC RED III 公示契約に署名し、本文書の付属書 2 に記載されている契約条件を遵守しなければならない。
- c) PEFC RED III 認証組織は、PEFC RED III 契約に署名し、PEFC RED III 料金を支払い、本文書の付属書 3 に記載されている契約条件を遵守しなければならない

8.1.2 PEFC 評議会事務局は、PEFC RED 認可団体および PEFC RED III 公示認証機関に対し、それぞれの契約書に署名した時点で、PEFC RED データベースへのアクセスを許可しなければならない。

8.1.3 PEFC RED III 公示認証機関は、PEFC RED 認証組織の連絡先情報をデータベースアクセスの指定ユーザーとして登録しなければならない。

8.1.4 PEFC RED 認可団体は、自国の対応する PEFC RED III 認証組織との署名済み PEFC RED III 契約書をアップロードすることにより、PEFC RED III 認証組織の PEFC RED データベースへのアクセスを有効にする。

8.1.5 PEFC 評議会事務局、PEFC RED 認可団体、PEFC RED III 公示認証機関、および PEFC RED III 認証組織は、本文書の付属書 5 に記載されている必要な情報を PEFC RED データベースに登録し、その正確性を検証し、維持しなければならない。

8.1.6 PEFC 評議会事務局、PEFC RED 認可団体、PEFC RED III 公示認証機関、および PEFC RED III 認証組織は、PEFC RED III スキームに関連するすべての苦情が PEFC RED データベースに正しく登録されていることを確認するためにモニターしなければならない。

9. 欧州委員会による RED III 承認の報告と維持

9.1 PEFC 評議会事務局の責務

9.1.1 RED III 承認を維持するために、PEFC 評議会事務局は毎年 4 月 30 日までに欧州委員会に提出する年次活動報告書を作成しなければならない。

9.1.2 PEFC 評議会事務局は、PEFC インターナショナルのウェブサイト上で PEFC RED III の活動に関する情報を提供するために、報告書を公開しなければならない。

9.1.3 PEFC 評議会事務局は、委員会への年次活動報告書に以下の情報を提供しなければならない。

- a) ボランタリー・スキームの認定時に委員会が承認した審査の独立性、方法、頻度に関する規則、および委員会のガイダンス、修正された規制の枠組み、PEFC RED III 公示認証機関の審査プロセスに関する内部モニタリングの結果、および進化する産業のベストプラクティスを反映するために時間の経過とともに変更される規則。
- b) 経済事業者による不遵守を特定して対処するための規則と手順
- c) 実施規則 (EU) 2022/996 の第 6 条に従って、情報の透明性と公開に関する法的要件を満たしていることの証拠。
- d) ステークホルダーの関与、特に、制度の起草とレビュー中、および審査中の意思決定前の先住民および地域社会との協議、および彼らの貢献に対する対応。
- e) 認証プロセス全体、審査員および関連制度機関の資格と独立性を向上させるために、認証機関と協力してボランタリー・スキーム管理団体が実施した活動の概要。
- f) 制度の市場動向、認証された原料、バイオ燃料、バイオ液体、バイオマス燃料の量、原産国別、種類別、参加者数。
- g) 自主制度がメンバーに与える持続可能性基準への適合証明を追跡するために導入した実施システムの有効性の概要。これには、特に、不正行為やその他の不正行為の疑いを適時に検出、処理、フォローアップすることで、システムが不正行為を効果的に防止する方法、および適切な場合には、検出された不正行為や不正行為の件数が含まれる。
- h) 認証機関の認定基準。

- i) 内部監視システムの実施方法とその定期レビューの結果、特に認証機関とその審査員の業務の監視、および経済事業者と認証機関に対する苦情処理システムに関する規則。
- j) ベストプラクティスの促進または改善する可能性。
- k) 森林バイオマスを認証する自主的な制度には、指令 (EU) 2018/2011 の第 29 条 (6) および (7) で要求されるリスク評価の実施方法に関する情報を含める必要がある。
- l) PEFC RED II / III 関連の決定および/または活動に対して行われたすべての苦情の概要

注: この文書の 9.4 a) から k) では、「**認証機関**」という用語は「PEFC RED III 公示**認証機関**」と理解され、「**経済事業者**」という用語は「PEFC RED III **認証組織**」と理解される。

9.2 PEFC 認可団体の責務

PEFC 認可団体は、PEFC 評議会事務局の年次活動報告書の作成を支援しなければならない。

10. コミュニケーションとプロモーション

10.1 一般事項

10.1.1 PEFC RED IIIスキームの運営とニュースに関する効果的なコミュニケーションを確保するため、PEFC 評議会事務局および **PEFC 認可団体**は、次の事項を決定するものとする。

- a) 何を伝達するか (内容)
- b) いつ伝達するか
- c) 誰と伝達するか
- d) どのように伝達するか (使用するさまざまなチャネルとツール)。

10.2 PEFC 評議会事務局の責務

10.2.1 PEFC 評議会事務局は、**PEFC 認可団体**が内部コミュニケーションプラットフォーム上でマーケティングおよびコミュニケーション資料に容易にアクセスできるようにしなければならない。

10.2.2 PEFC 評議会事務局は、さまざまなコミュニケーションプラットフォームやイベントを通じてマーケティングおよびコミュニケーション資料を提供し、利害関係者に **PEFC RED IIIスキーム**に関する最新情報を提供しなければならない。

10.3 PEFC 認可団体の責務

10.3.1 **PEFC RED 認可団体**は、PEFC 評議会事務局から提供される PEFC RED III スキームに関する情報および資料を積極的に最新の状態に保たなければならない。

10.3.2 **PEFC RED 認可団体**は、国レベルでのコミュニケーションの誤りが PEFC の誠実性に影響を及ぼす可能性がある場合、直ちに PEFC 評議会事務局に通知しなければならない。

付属書 1: PEFC 認定団体による PEFC RED III スキームの運営に関する契約書

(1) **PEFC 評議会**(以下「PEFC 評議会」)、ICC Building C, Route de Pré-Bois 20, 1215 Geneva 15, Switzerland に登記上の事務所を有する
そして

(2) [**PEFC 認定機関の名称**]、以下「PEFC 認可団体」、その登録事務所

PEFC 評議会は、PEFC RED III スキームを含む森林認証スキームの承認プログラムの運営機関であり、登録された PEFC の商標および PEFC 主張の所有者であり、その著作権を保有している。

PEFC 評議会は、欧州委員会による 2018 年の再生可能エネルギー指令(RED III)に基づくボランティア・スキームとして正式に承認された。

PEFC RED 認可団体とは、PEFC 評議会によって[国名]で PEFC 評議会に代わって PEFC RED III スキームの実施を行うことを承認された団体である。

上記の当事者は、以下の事項に同意する。

第 1 条: 規範的な参照文書

1. 本契約に添付された以下の規範的な参照文書は、PEFC 認可団体が読んだことを認める契約文書の一部を構成する。

PEFC ST 2002:2020、森林および森林外樹木製品の COC - 要求事項

PEFC ST 2003:2020、PEFC 国際 COC 規格に関する認証を提供する認証機関の要求事項

PEFC ST 5002、森林バイオマスを調達する組織の追加的的要求事項 - RED III

PEFC ST 5003、PEFC ST5002 に対する認証を提供する認証機関の追加的的要求事項-RED III

PEFC ST 5004、RED III 指令第 29 条(6a)及び(7a)に従ったレベル A リスク 評価の開発と PEFC による認定の要求事項

PEFC GD 5004、PEFC RED III スキームの運営苦情

PEFC GD 5005、RED II/III スキームに関する PEFC 評議会苦情処理手続き

再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用の促進に関する指令(EU)2018/2001(RED II 指令)

欧州議会および理事会の指令(EU)2018/2001 の第 29 条に定められた森林バイオマスの持続可能性基準への準拠を実証するための証拠に関する運用ガイダンスの確立に関する 2022 年 12 月 13 日付の欧州委員会実施規則(EU)2022/2448(IR 2022/2448)

持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接的土地利用変化リスク基準を適用するための検証規則に関する 2022 年 6 月 14 日付欧州委員会施行規則 (EU) 2022/996 およびその附属書 (IR2022/996)

2025 年 2 月 3 日付欧州委員会実施規則 (EU) 2025/196 (認証機関の認定に関する実施規則 (EU) 2022/996 の改正及び同規則附属書 VII の修正) (IR 2025/196)

2008 年 11 月 19 日の欧州議会および理事会の指令 2008/98/EC 廃棄物と特定の指令の廃止について。

再生可能エネルギーの促進に関する指令(EU) 2018/2001、規則(EU) 2018/1999、及び指令 98/70/EC を改正し、理事会指令(EU) 2015/652(RED III 指令)を廃止する 2023 年 10 月 18 日の欧州議会及び理事会指令(EU) 2023/2413

2. これらの規範的言及に含まれる権利および義務は、現在記載されている通り、PEFC 認可団体にとって有効かつ拘束力を有するものであり、これらの規範的言及は、PEFC 評議会および欧州委員会によってそれぞれ随時変更される可能性がある。PEFC 認可団体は、必要に応じて、PEFC 評議会に対し直接この情報を要請し、これらの修正について常に情報を入手することを約束し、当該変更が PEFC に対して強制力を持つことを受け入れる。

第 2 条 PEFC RED III スキームの運用

1. PEFC 認定機関は、PEFC GD 5004、PEFC RED III スキームの運用に記載されている手続き要件に従って、PEFC RED III スキームの運用を実行する義務がある。

2. PEFC の認定機関は、PEFC RED III 技術文書を、その国または地域のシステムの一部として、またその国および地域の法的枠組みに従って実施および適用する義務がある。

3. PEFC REDⅢ の組織の公示は、それぞれの国の PEFC 認可団体が PEFC 評議会を代表して、PEFC 認可団体がない国では PEFC 評議会が行う。

4. PEFC 評議会は、PEFC 認可団体と PEFC REDⅢ 契約を締結した組織から PEFC REDⅢ 料金を請求および徴収する責任を負わなければならない。PEFC 評議会は、当該手数料の一部を、PEFC の認定機関と協議の上、PEFC 評議会の取締役会が毎年決定するとおり、PEFC の認定機関に返還するものとする。

第 3 条 契約の終了および違約金

1. いずれの当事者も、3 か月前に書面および/または最新の既知の住所に書留郵便で通知することにより、契約を終了することができる。スイス債務法第 404 条は留保されている。

2. PEFC 理事会は、契約条件のいずれかが遵守されていないと信じる理由がある場合、本契約を一時的に停止することができる。停止が解除された場合、この契約は再び完全に有効になる。停止が終了に変わった場合、本契約は自動的に終了する。

3. PEFC 評議会は、契約条件のいずれかが遵守されていない証拠がある場合、契約を直ちに終了することができる。

4. 両当事者は、不正行為の場合を除き、PEFC 評議会が本契約の停止または終了の結果、PEFC 認可団体に直接的または間接的に生じた費用または損害について、PEFC 評議会が責任を負わないことに同意する。

第 4 条 データ処理

1. この契約の署名を目的として、PEFC 認可団体は、PEFC 評議会による従業員およびその他の補助者の個人データのデータ収集および処理を受け入れる。

2. PEFC 認定機関は、以下の点に同意する。

i) 収集される個人データには、連絡先の氏名、役職、署名、電子メールアドレスが含まれる。

ii) 個人の名前、役職、電子メールアドレスは、PEFC 評議会のウェブサイトに掲載され、PEFC RED Ⅲ 認証プログラムの実施に直接関与する限られた第三者と共有される場合がある。この共有は、PEFC RED Ⅲ 認証プログラムの運用目的に厳密に限定される。

iii) PEFC 認可団体に従事する個人の個人データは、本契約が有効である限り公開され、そのデータは最大 10 年間保持される。

3. PEFC 認可団体は、従業員およびその他の補助機関に上記(第 4.1 条および第 4.2 条)を通知し、次のことを通知する。

- i) この情報は、PEFC RED III スキームの運営を PEFC 評議会から PEFC 認可団体に移管するために必要。
- ii) 要求に応じて、データ主体は、自分の個人データにアクセスまたは確認し、いつでも変更、転送、修正、または削除する権利を有する。
- iii) これらのデータ保護権のいずれかを行使したい場合は、の PEFC 評議会 privacy@pefc.org に連絡することができる。

4. PEFC の認可団体は、前述のコミットメント(第 4.1 条、第 4.2 条、第 4.3 条)を従業員および補助者との契約に組み込むことを約束する。

第 5 条 効力発及び有効期間

- 1. 現在の契約は、すべての当事者が署名したときに発効する。
- 2. この条約は、1 年後に PEFC が第 2 条の履行を確認しない場合、または(ii)第 3 条に基づく停止または終了がない限り、不確定な期間で締結され、有効であるものとする。

第 6 条 準拠法および管轄裁判所

- 1. この契約はスイスの法律に準拠する
- 2. この契約書には、PEFC 認可団体を法的に拘束する権限を持つ PEFC 認可団体の代表者が署名しなければならない。
- 3. 本契約に起因する紛争は、スイス連邦最高裁判所に上訴する権利を条件として、ジュネーブ州の裁判所によって最終的かつ排他的に解決されなければならない。

二部署名

PEFC 評議会のために、また PEFC 評議会を
代表して

PEFC 認可団体のために、また PEFC 認可団体を代表して

組織名、役職

組織名、役職

付属書 2: 様式 - PEFC 評議会と認証機関の PEFC RED III 公示契約の内容

(1) **PEFC 評議会**(以下「PEFC 評議会」)、ICC Building C, Route de Pré-Bois 20, 1215 Geneva 15, Switzerland に登記上の事務所を有する

そして

(2) **[認証機関の名称]**、以下「PEFC RED III 公示認証機関」といい、
公式登録事務所を[認証機関の法的住所]に置く

PEFC 評議会は、PEFC RED III スキームを含む森林認証スキームの承認プログラムの運営機関であり、登録された PEFC の商標および PEFC 主張の所有者であり、その著作権を保有している。

PEFC 評議会は、欧州委員会による 2018 年の再生可能エネルギー指令(RED III)に基づくボランティア・スキームとして正式に承認された。

PEFC RED III 公示認証機関は、PEFC 評議会または PEFC 認可団体によって承認された有効な PEFC の COC 公示契約により、PEFC の COC 認証を運営する。

PEFC RED III 公示認証機関には、PEFC RED III 公示が付与される。

PEFC 評議会は、有効な認定の範囲内で、PEFC RED III 認証機関によって世界中の PEFC RED III 認証組織に発行された PEFC RED III 認証書を認める。

上記の当事者は、以下の事項に同意する。

第 1 条: 規範的な参照文書

1. 本契約に添付された以下の規範的な参照文書は、PEFC 認可団体が読んだことを認める契約文書の一部を構成する。

PEFC ST 2002:2020、森林および森林外樹木製品の COC - 要求事項

PEFC ST 2003:2020、PEFC 国際 COC 規格に関する認証を提供する認証機関の要求事項

PEFC ST 5002、森林バイオマス調達する組織の追加的要求事項 - RED III

PEFC ST 5003、PEFC ST5002 に対する認証を提供する認証機関の追加的要求事項-RED III

PEFC ST 5004、RED III 指令第 29 条(6a)及び(7a)に従ったレベル A リスク 評価の開発と PEFC による認定の要求事項

PEFC GD 5004、PEFC RED IIIスキームの運営苦情

PEFC GD 5005、RED II/IIIスキームに関する PEFC 評議会苦情処理手続き

再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用の促進に関する指令(EU)2018/2001(RED II 指令)

欧州議会および理事会の指令(EU)2018/2001 の第 29 条に定められた森林バイオマスの持続可能性基準への準拠を実証するための証拠に関する運用ガイダンスの確立に関する 2022 年 12 月 13 日付の欧州委員会実施規則(EU)2022/2448(IR 2022/2448)

持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接的土地利用変化リスク基準を適用するための検証規則に関する 2022 年 6 月 14 日付欧州委員会施行規則 (EU) 2022/996 およびその附属書 (IR2022/996)

2025 年 2 月 3 日付欧州委員会実施規則 (EU) 2025/196 (認証機関の認定に関する実施規則 (EU) 2022/996 の改正及び同規則附属書 VII の修正) (IR 2025/196)

2008 年 11 月 19 日の欧州議会および理事会の指令 2008/98/EC 廃棄物と特定の指令の廃止について。

再生可能エネルギーの促進に関する指令(EU) 2018/2001、規則(EU) 2018/1999、及び指令 98/70/EC を改正し、理事会指令(EU) 2015/652(RED III 指令)を廃止する 2023 年 10 月 18 日の欧州議会及び理事会指令(EU) 2023/2413

2. これらの規範的言及に含まれる権利および義務は、現在記載されている通り、PEFC 認可団体にとって有効かつ拘束力を有するものであり、これらの規範的言及は、PEFC 評議会および欧州委員会によってそれぞれ随時変更される可能性がある。PEFC 認可団体は、必要に応じて、PEFC 評議会に対し直接この情報を要請し、これらの修正について常に情報を入手することを約束し、当該変更が PEFC に対して強制力を持つことを受け入れる。

第2条 用語の定義

1. 森林および森林外樹木製品の COC-要求事項

これは、PEFC ST 2002:2020、森林および森林外樹木製品 COC-要求事項である。PEFC ST 2002:2020 は、PEFC 評議会によって変更または別の文書に置き換えられる可能性がある。

2. 認証および認定手続き

PEFC ST 2003、PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項、および PEFC ST 5003、PEFC ST 5002 に対する認証を提供する認証機関の追加的
要求事項- RED III、PEFC ST 5002 -森林バイオマスを調達する組織の追加的
要求事項 - RED IIIがある。PEFC ST 2003 および PEFC ST 5003 は、PEFC 評議会によって変更または別の文書に置き換えることができる。

3. 認証機関

認証機関とは、指令(EU)2023/2413 第 30 条(4)~(6)に基づき欧州委員会によって承認されたボランティアまたは国内の認証制度と契約を締結する、独立した認定適合性評価機関であり、ボランティアまたは国内の認証制度の認証システムを用いて、ボランティアまたは国内の認証制度に代わって組織の審査を実施し、認証書を発行することにより、原材料または燃料の認証サービスを提供する。

注 1：認証機関は、PEFC 評議会と PEFC RED III 公示契約を締結しなければならない。

注 2：有効な PEFC RED III 公示契約を保有する認証機関は、PEFC RED III 公示認証機関と呼ばれる。

4. PEFC 認可団体

PEFC 評議会によって PEFC 評議会に代わって PEFC 制度の管理業務を行う権限を与えられた団体。

注：認可団体とは、その国で活動する PEFC 国別管理団体（PEFC NGB）または PEFC 評議会によって PEFC 制度の管理業務を行う権限を与えられた他の団体のいずれかである。

5. PEFC RED III 認可団体

PEFC 評議会によって PEFC 評議会に代わって PEFC RED III スキームの業務を遂行することを認可された PEFC 認可団体。

注1：認可団体とは、その国で活動する PEFC 国別管理団体（PEFC NGB）、または PEFC 評議会によって PEFC または PEFC REDⅢスキームの業務を遂行することを認可された他の団体のいずれかである。

注2：PEFC 評議会が PEFC 認可団体を認可していない国では、PEFC 評議会事務局が PEFC 評議会に代わって、PEFC 認可団体に割り当てられた業務を遂行する。

6. REDⅢ 認証書

ボランティア制度の枠組みの中で認証機関が発行する適合宣言書で、事業者が REDⅢ の要求事項を遵守していることを認証するものです。

注：PEFC ボランティア制度の枠組みの中で認証機関が発行する適合宣言書で、事業者が REDⅢ の要求事項を遵守していることを認証するものを、PEFC REDⅢ認証書という。有効な PEFC REDⅢ認証書を保有する組織は、PEFC REDⅢ認証組織と呼ばれる。

第3条：PEFC REDⅢ公示認証機関の責務

PEFC REDⅢ公示認証機関は、次のことを行わなければならない。

1. 認証機関に関する要求事項を遵守する。これには、PEFC REDⅢ要求事項、REDⅢ指令運用ガイダンス策定に関する IR、持続可能性と温室効果ガスの検証規則に関する IR、および 2008 年 11 月 19 日の廃棄物および特定指令の廃止に関する欧州議会および理事会指令 2008/98/EC に規定されているとおり、認証機関の運営の監督に必要なすべての関連情報を欧州連合加盟国の管轄当局および欧州委員会の要請に応じて提出することが含まれる。
2. ISO/IEC 17065 に基づき、国内認定機関が発行した有効な認定を保持・維持し、規則 (EC)765/2008 に準拠し、指令(EU) 2023/2413 により改正された指令(EU) 2018/2001 の範囲をカバーしなければならない。
3. 認証機関が内部資源または直接管理下にある他の要員を用いて検証活動を実施する場合 EN ISO/IEC 17029 および EN ISO 14065 の適用可能な要求事項も満たさなければならない。認証機関は、検証活動のために、EN ISO/IEC 17029 および EN ISO 14065 の適用可能な要求事項を満たす認定機関からの他の要員のみを使用しなければならない。
4. 本契約書に記載されている規範的参照事項の要求事項に従い、PEFC RED III 認証書を発

行、更新、または失効することにより、有効な認定の範囲内および合意された地理的範囲内で PEFC RED III 認証の処理を実施し、確実に実施する。

5. 認定内容に変更があった場合は、直ちに PEFC 評議会に報告する。認定機関または要請に応じ定期的審査の後、または要求があった場合、有効な認定または承認の要件を満たしている証拠を提出すしなければならない。

6. 委員会および欧州連合加盟国の権限ある当局と協力し、要請があった場合にはアクセスを許可するとともに、指令(EU) 2023/2413 に基づく任務を遂行するために必要なすべての情報を委員会および欧州連合加盟国の権限ある当局に提供する。これらの目的のため、PEFC RED III 公示認証機関は、以下の義務も負う。

a) 指令(EU) 2023/2413 第 30 条(9)に基づき認証機関の運営を監督するために欧州連合加盟国が必要とする情報を提供すること（権限ある当局の要請に応じて、監査の正確な日時および場所を提出することを含む）。

b) 指令(EU) 2023/2413 第 30 条(10)を遵守するために委員会が必要とする情報を提供すること。

7. 指令(EU)2023/2413 第 31 条(a)に基づき、EU データベースまたは関連データベースに入力された情報の正確性を検証する。

8. 欧州委員会が指令(EU)2018/2001 の第 30 条(8)に準拠するために必要な情報を提供する。

9. 申請組織を他のボランティアな制度または承認された国内システムと照合し、顧客組織デューデリジェンスを実施する。

10. PEFC RED III 認証書を発行する前に、組織と PEFC RED 認定機関の間で PEFC RED III 契約が締結され、双方が署名していることを確認する。

11. PEFC GD 5004 「PEFC RED III スキームの運用」に記載されているすべての関連要求事項を遵守する。

12. PEFC RED 審査を実施するごとに、PEFC RED III 認証書の写し、審査報告書の写し、審査報告書の概要、関連するすべての文書、および各認証書に該当する場合は温室効果ガス排出削減クレジットの適用に関する関連する背景証拠を含む温室効果ガス排出量の計算書を、PEFC RED データベースに速やかにかつ誠実に登録する。これは、欧州委員会による

REDⅢボランティア・スキームとしての PEFC の承認を維持し、内部監視システムを実施し、実施規則および指令（EU）2023/2413 に従ったその他の特定のタスクを実施するためである。

13. PEFC REDⅢ認証組織は、毎年の審査後直ちに PEFC RED データベースで実施データを確認する。この実施データは、PEFC REDⅢ認証組織が支払うべき PEFC RED 料金の計算に使用される。

14. PEFC 評議会または PEFC RED 認可団体が主催する活動に参加する。PEFC RED Ⅲ 公示認証機関もその対象者の 1 つである。

15. PEFC REDⅢ 公示認証機関の識別データ、各 RED Ⅲ 認証の審査報告書の要約、および機密情報を除き PEFC 評議会が指定するその他のデータを含み、公開されている PEFC RED データベースへの掲載を同意する。

16. PEFC RED 認証組織に対し、PEFC 評議会または PEFC REDⅢ認可団体への報告が義務付けられている情報の範囲、およびこの情報（認証組織の売上高を除く）が PEFC RED データベースで公開されることを通知する。

17. PEFC REDⅢ認証組織に対し、欧州委員会および欧州連合加盟国の管轄当局と協力する義務について通知する。これには、要請があった場合のアクセスの許可、ならびに指令（EU）2018/2001 および指令（EU）2023/2413 に基づく任務の遂行に必要なすべての情報を欧州委員会および欧州連合加盟国の管轄当局に提供することが含まれる。

18. PEFC REDⅢ 公示認証機関がその業務の全部または一部を第三者に委託する場合、PEFC REDⅢ 公示認証機関は、第三者の行為に対して全面的に責任を負い、自らの行為と同様に賠償責任を負う。

19. PEFC 評議会事務局職員および／または PEFC RED 認可団体職員が、PEFC RED Ⅲ 認証組織および PEFC REDⅢ 公示認証機関との事前の合意および調整に基づき、審査中にオブザーバーとして参加することを許可する。

第 4 条 PEFC 評議会の責務

PEFC 評議会は、次のことを行わなければならない。

1. PEFC REDⅢ公示認証機関が発行した RED Ⅲ 認証書は、両当事者が契約に署名し、インボイスに記載された期間内に PEFC REDⅢ手数料と PEFC COC 公示手数料が支払われる限り、本契約に準拠しているものと認識する。
2. 本契約に影響する PEFC REDⅢ 認証スキームの承認状況、PEFC 評議会の要求事項、文書に変更があった場合は、PEFC REDⅢ公示認証機関に通知する。
3. PEFC REDⅢ公示認証機関との定期的な連絡を維持する。

第 5 条 契約の終了

1. PEFC 評議会および PEFC REDⅢ公示認証機関は、3 か月前に書面および/または最新の既知の住所に書留郵便で通知することにより、契約を終了することができる。スイス債務法第 404 条は留保されている。
2. PEFC 評議会は、PEFC REDⅢ公示契約のいずれかの条項が遵守されていないと信じるに足る理由がある場合、直ちに契約を取り消すことができる。
3. PEFC REDⅢ公示認証機関が、本契約書第 3 条第 7 項、第 8 項、および第 9 項に規定されている認証機関に求められている監督要求事項を遵守しない場合、PEFC ST 5002 および PEFC ST 5003 に基づく REDⅢ 審査への参加および実施から除外されなければならない。PEFC RED の公示契約は一時停止されなければならない。
4. PEFC REDⅢ公示認証機関の REDⅢ 認証の取消または終了は、認証の取消または終了と同日に契約が自動的に終了することを意味する。
5. PEFC REDⅢ 公示認証機関の RED Ⅲ 認定の取消または終了は、認定の取消または終了と同日に契約が自動的に終了することを意味する。
6. PEFC RED公示団体またはPEFC評議会と、PEFC REDⅢ公示認証機関によって認証された組織との間のPEFC REDⅢ契約の取り消しまたは終了は、PEFC RED Ⅲ 認証機関による PEFC REDⅢ 認証組織のPEFC REDⅢ 認証の取り消しにつながり、契約終了日をもってその効力を発する。
7. PEFC RED 認可団体または PEFC 評議会と、PEFC REDⅢ 公示認証機関によって認証された組織との間の PEFC REDⅢ 契約が一時停止された場合、PEFC REDⅢ 認証機関に

PEFC REDⅢ 認証の有効性は自動的に停止され、PEFC REDⅢ 認証組織と PEFC RED 認可団体または PEFC 評議会との間の PEFC REDⅢ 契約の一時停止と同日に発効し、その停止が解除されるまで停止される。PEFC REDⅢ 認証組織と PEFC RED 認可団体または PEFC 評議会との間の PEFC REDⅢ 契約の停止が解除された場合、PEFC REDⅢ 公示認証機関は、PEFC REDⅢ 認証組織と PEFC RED 認可団体または PEFC 評議会との間の PEFC REDⅢ 契約の有効日と同じ日に、PEFC REDⅢ 認証書の有効性が回復される。

8. PEFC REDⅢ 公示認証機関によって認証を受けた組織が、PEFC 評議会からの 2 回目の督促後も PEFC 評議会への PEFC REDⅢ 料金を支払わない場合、PEFC REDⅢ 公示認証機関の当該組織の PEFC REDⅢ 認証の有効性を停止される。2 回目の督促後に PEFC REDⅢ 料金が支払われた場合、PEFC REDⅢ 公示認証機関による当該組織の PEFC REDⅢ 認証の有効性は回復される。
9. PEFC REDⅢ 公示認証機関によって認証された組織が、PEFC 評議会からの 3 回目の督促後も PEFC 評議会に PEFC REDⅢ 料金を支払わない場合、PEFC RED 公示認証機関による当該組織の PEFC REDⅢ 認証の有効性は取り消される。
10. 認証機関の PEFC COC 公示契約の有効期間が終了した場合、この契約は自動的に終了し、PEFC COC 公示契約の有効期間終了日と同じ日に効力を発する。
11. PEFC に対する欧州委員会による REDⅢ ボンタリー認証制度としての承認終了に伴い、本契約および PEFC REDⅢ 公示認証機関が発行したすべての PEFC REDⅢ 認証書は、PEFC の欧州委員会による承認終了日をもって自動的に終了する。
12. PEFC 評議会は、PEFC REDⅢ 公示認証機関に対し、いかなる費用またはその他の損害についても補償を支払う義務を負わない。ただし、当該停止または終了が第 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、および第 9 項に従って行われた場合に限る。

第 6 条 データ処理

1. PEFC 評議会および／または PEFC RED 認可団体は、認証機関に勤務する個人に関する個人データを収集する場合がある。収集される個人データには、担当者の氏名、メールアドレス、電話番号が含まれる。これらのデータは、認証書の有効性、認証機関への通知、認定の追跡など、PEFC REDⅢ 認証システムの運用を確実なものにするために不可欠である。PEFC RED 認証の目的で、メールアドレスは PEFC RED データベースの検索で公開される

場合がある。認証機関に勤務する個人がこの情報の公開を希望しない場合は、一般的なメールアドレスを提供することを勧める。

2. 認証機関に勤務する個人の個人データは、最低 5 年間、または欧州連合加盟国の関連当局の要請がある場合はそれ以上の期間、および PEFC RED III 公示契約の有効期間終了後 5 年間、保管される。PEFC 評議会および PEFC RED 認可団体は、要請に応じて、データ主体に対し、保有する個人データに関する情報を提供することができる。認証機関に勤務する個人は、いつでも自身の個人データにアクセスまたは確認し、修正、移転、訂正、または削除する権利を有する。PEFC RED III 公示認証機関に勤務する個人が、これらのデータ保護権のいずれかを行使したい場合は、PEFC 評議会 (data@pefc.org) または PEFC RED 認可団体[PEFC RED III 認可団体のメールアドレス] に連絡する。
3. PEFC RED III 公示契約に署名することにより、PEFC RED III 認証機関に勤務する個人は、このデータ処理手順に同意したことになる。
4. PEFC データ処理に関する詳細情報は、PEFC 評議会または PEFC RED III 認可団体から入手できる。

第 7 条:発効と有効期間

1. PEFC 評議会と認証機関との間の PEFC RED III 公示契約は、すべての当事者が署名したときに発効し、第 5 条に従って終了しない限り、第 3 条の履行後、毎年自動的に更新される。

第 8 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本契約はスイス法に準拠する。本契約から生じるいかなる紛争も、スイス連邦最高裁判所への上訴権を留保し、ジュネーブ州の裁判所によって最終的かつ排他的に解決されるものとする。

2 部署名

PEFC評議会またはPEFC認可団体のため PEFC RED III 認証機関のために、または
に、またはPEFCを代表して PEFC RED III 認証機関を代表して

組織名、役職

組織名、役職

付属書 3: 様式- PEFC 評議会または PEFC 認可団体と PEFC RED III 認証を申請する組織との間の PEFC RED III 契約の内容

(1) 「**PEFC協議会またはPEFC認可団体の名称**」、以下「PEFC評議会またはPEFC認可団体」といい、その正式な登録住所

そして

(2) **[組織の名称]**、以下「団体」といい、その正式な登録事務所

PEFC 評議会は、PEFC RED III スキームを含む森林認証スキームの承認プログラムの運営機関であり、登録された PEFC の商標および PEFC 主張の所有者であり、その著作権を保有している。

PEFC 評議会は、欧州委員会による 2018 年の再生可能エネルギー指令 (RED III) に基づく ボランタリー・スキームとして正式に承認された。

PEFC 評議会事務局または PEFC RED 認可団体は、PEFC 評議会の代理として [国名] において PEFC GD 5004 「PEFC RED III 認証制度の運営」に基づき、契約に基づき PEFC 評議会から PEFC RED III 認証制度の運営を委託され、PEFC 評議会の代理として PEFC RED III 認証制度の運営を行う。

[組織名] は PEFC 認証を受けた COC (Chain of Custody) 組織であり、PEFC RED III 認証組織となる手続きを進めている。

または

[組織名] は PEFC 認証を受けた COC (Chain of Custody) 組織となる手続きを進めており、同時に PEFC RED III 認証組織となる手続きを進めている。

上記の当事者は、以下の事項に同意するものとする。

第 1 条: 規範的な参照文書

1. 本契約に添付された以下の規範的な参照文書は、PEFC 認可団体が読んだことを認める契約文書の一部を構成する。

PEFC ST 2002:2020、森林および森林外樹木製品の COC - 要求事項

PEFC ST 2003:2020、PEFC 国際 COC 規格に関する認証を提供する認証機関の要求事項

PEFC ST 5002、森林バイオマスを調達する組織の追加的的要求事項 - RED III

PEFC ST 5003、PEFC ST5002 に対する認証を提供する認証機関の追加的的要求事項-RED III

PEFC ST 5004, RED III 指令第 29 条(6a)及び(7a)に従ったレベル A リスク 評価の開発と PEFC による認定の要求事項

PEFC GD 5004, PEFC RED III スキームの運営苦情

PEFC GD 5005、RED II/III スキームに関する PEFC 評議会苦情処理手続き

再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用の促進に関する指令(EU)2018/2001(RED II 指令)

欧州議会および理事会の指令(EU)2018/2001 の第 29 条に定められた森林バイオマスの持続可能性基準への準拠を実証するための証拠に関する運用ガイダンスの確立に関する 2022 年 12 月 13 日付の欧州委員会実施規則(EU)2022/2448(IR 2022/2448)

持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接的土地利用変化リスク基準を適用するための検証規則に関する 2022 年 6 月 14 日付欧州委員会施行規則 (EU) 2022/996 およびその附属書 (IR2022/996)

2025 年 2 月 3 日付欧州委員会実施規則 (EU) 2025/196 (認証機関の認定に関する実施規則 (EU) 2022/996 の改正及び同規則附属書 VII の修正) (IR 2025/196)

2008 年 11 月 19 日の欧州議会および理事会の指令 2008/98/EC 廃棄物と特定の指令の廃止について。

再生可能エネルギーの促進に関する指令(EU) 2018/2001、規則(EU) 2018/1999、及び指令 98/70/EC を改正し、理事会指令(EU) 2015/652(RED III 指令)を廃止する 2023 年 10 月 18 日の欧州議会及び理事会指令(EU) 2023/2413

2. これらの規範的言及に含まれる権利および義務は、現在記載されている通り、PEFC 認可団体にとって有効かつ拘束力を有するものであり、これらの規範的言及は、PEFC 評議会および欧州委員会によってそれぞれ随時変更される可能性がある。PEFC 認可団体は、必要に応じて、PEFC 評議会に対し直接この情報を要請し、これらの修正について常に情報を入手することを約束し、当該変更が PEFC に対して強制力を持つことを受け入れる。

第2条 用語の定義

1. 森林および森林外樹木製品の COC-要求事項

これは、PEFC ST 2002:2020、森林および森林外樹木製品の COC-要求事項である。PEFC ST 2002:2020 は、PEFC 評議会によって変更または別の文書に置き換えられる可能性がある。

2. 認証機関

認証機関とは、指令(EU)2023/2413 第 30 条(4)~(6)に基づき欧州委員会によって承認された。ボランティアまたは国内の認証制度と契約を締結する、独立した認定適合性評価機関であり、ボランティアまたは国内の認証制度の認証システムを用いて、ボランティアまたは国内の認証制度に代わって組織の審査を実施し、認証書を発行することにより、原材料または燃料の認証サービスを提供する。

注 1：認証機関は、PEFC 評議会と PEFC REDⅢ 公示契約を締結しなければならない。

注 2：有効な PEFC RED 公示契約を保有する認証機関は、PEFC REDⅢ 公示認証機関と呼ばれる。

3. 経済事業者/組織

原材料生産者、廃棄物および残留物の収集者、原材料を最終燃料または中間製品に加工する施設の運営者、エネルギー（電力、暖房、または冷房）を生産する施設の運営者、または原材料または燃料を物理的に保有する貯蔵施設または取引業者を含むその他の運営者（ただし、原材料または燃料の持続可能性および温室効果ガス排出削減特性に関する情報を処理することを条件とする）。

注 1：「経済運営者」という用語は、PEFC ST 2002 で使用される「組織」という用語と同義である。

注 2：「PEFC REDⅢ」スキームに基づいて発行された有効な PEFC RED Ⅲ 認証書を保有する組織は、PEFC REDⅢ 認証組織と呼ばれる。

4. RED Ⅲ 認証書

ボランティアな制度の枠組みの中で認証機関が発行する適合宣言書で、事業者が RED III の要求事項を遵守していることを認証するものです。

注：PEFC ボランティア制度の枠組みの中で認証機関が発行する適合宣言書で、事業者が REDⅢ の要求事項を遵守していることを認証するものを、PEFC REDⅢ 認証書という。有効な PEFC REDⅢ 認証書を保有する組織は、PEFC REDⅢ 認証組織と呼ばれる。

5. PEFC REDⅢ 認証組織

有効な PEFC RED Ⅲ 認証を保有する組織は、PEFC RED Ⅲ 認証組織と呼ばれる。

6. PEFC 認可団体

PEFC 評議会によって PEFC 制度の管理業務を PEFC 評議会に代わって行う権限を与えられた団体。

注：認可団体とは、PEFC 各国別管理団体（PEFC NGB）が自国で活動しているか、PEFC 評議会によって PEFC 制度の管理業務を行う権限を与えられた他の団体のいずれかである。

7. PEFC RED 認可団体

PEFC 評議会によって PEFC 評議会に代わって PEFC RED Ⅲ スキームの業務を遂行することを認可された PEFC 認可団体。

注1：認定機関とは、その国で活動する PEFC 国別管理団体（PEFC NGB）、または PEFC 評議会によって PEFC または PEFC RED Ⅲ スキームの業務を遂行することを認可されたその他の団体のいずれかである。

注2：PEFC 評議会が PEFC 認可団体を認可していない国では、PEFC 評議会事務局が PEFC 評議会に代わって、PEFC 認可団体に割り当てられた業務を遂行する。

8. PEFC REDⅢ スキーム

PEFC REDⅢ 適合性評価システムの管理、および欧州委員会による承認の維持に関する規則と手順。PEFC REDⅢ スキームは、PEFC 評議会レベルで所有・維持され、PEFC が承認する国および地域の認証システムの関連機関によって採用されている。

第3条 PEFC RED Ⅲ 認証組織の責務

PEFC REDⅢ組織は、以下ことを行わなければならない：

1. PEFC RED Ⅲ 要求事項、REDⅢ 指令、IR 2022/2448、IR 2022/996、および2008年11月19日の欧州議会および理事会の廃棄物および特定指令の廃止に関する指令2008/98/ECに規定されているPEFC RED Ⅲ 認証組織に関する要求事項を遵守する。
2. PEFC REDⅢ 認証を取得する前に、PEFC RED 認可団体と PEFC REDⅢ 契約を締結する。
3. 欧州委員会および欧州連合加盟国の権限ある当局と協力し、要請に応じてアクセスを許可するとともに、指令(EU)2018/2001の第30条(8)、第30条(9)および第30条(10)、指令(EU)2023/2413、ならびに実施規則2022/996第17条に基づく任務の遂行に必要なすべて

の関連情報および必要な情報を、欧州委員会および欧州連合加盟国の権限ある当局に提供する。

4. 組織の識別データ（連絡先情報や認証ステータスを含む）に関する変更があった場合は、直ちにPEFC評議会またはPEFC RED III認可団体に正しく報告する。

5. PEFCが欧州委員会によるRED IIIボランタリー・スキームとしての承認を維持し、実施規則、指令（EU）2018/2001、指令（EU）2023/2413に従って内部監視システムおよびその他の特定のタスクを実施するためPEFC評議会またはPEFC RED III認定機関に関連情報を提供する。

6. PEFC GD 5004「PEFC RED IIIスキームの運用」に規定されている関連要求事項を遵守する。

7. PEFC RED III料金計算のため、PEFC RED III年次審査の前に、年に1回PEFC RED IIIデータベースに実施データを登録する。

8. PEFC RED III認証取得のためのPEFC RED III料金は、毎年PEFC RED III審査終了後、年1回PEFC RED IIIデータベースを通じて支払う。年間の料金額は、PEFC GD 5004「PEFC RED IIIスキームの運用」の付属書4に定められている。料金は、契約有効期間中、PEFC評議会によって変更される場合がある。PEFC評議会またはPEFC RED III認可団体とPEFC RED III認証組織との契約において、PEFC RED III料金に関する変更が生じた場合は、PEFC評議会またはPEFC RED III認可団体が当該組織に書面でその変更を通知した年の翌年から有効となる。PEFC RED III料金は、PEFC COC公示料とは別である。

9. PEFC評議会が作成したPEFC RED III文書の変更について、常に最新情報を入手し、それに合わせたコンプライアンスを適応させる責任を負う。

10. 機密情報とみなされる情報は除き、組織の識別情報、PEFC RED III認証の審査報告書の概要、およびPEFC評議会が指定するその他のデータを含みPEFC評議会のデータベース（公開）に掲載されることに同意する。

11. PEFC RED III認証組織がその業務の全部または一部を第三者に委託する場合、PEFC RED III認証組織は、第三者の行為について自らの行為と同様、全面的に責任を負う。

12. PEFC RED III認証組織との事前の合意および調整の上、PEFC評議会事務局職員および／またはPEFC RED III認可団体職員が、内部監査またはマネジメントシステムレビュー中にオブザーバーとして参加することを許可する。

また、PEFC RED III公示認証組織およびPEFC RED III公示認証機関との事前の合意および調整の上、外部審査にオブザーバーとして参加することを許可する。

第4条 PEFC 評議会または PEFC 認可団体の責務

PEFC評議会またはPEFC認可団体は、以下のことを行わなければならない：

1. PEFC REDⅢ認証機関に対し、本契約に影響を与えるPEFC要求事項およびPEFC RED Ⅲ認証制度に関する文書の変更は書面にて、最新の住所宛てに書留郵便で通知する。変更を承諾できない場合、PEFC REDⅢ認証機関は、第5条第1項に基づき、契約を終了することができる。
2. PEFC REDⅢ公示認証機関が発行した組織のPEFC REDⅢ認証書は、その有効期間内に、PEFC REDⅢが締結され、PEFC REDⅢ料金とPEFC COC公示料がインボイスに記載された期限内に支払われている限り、認められる
3. 組織の認証書の情報が PEFC の Web サイトで最新であることを確認する。

第5条 契約書の公式言語

1. 本契約の正式かつ法的拘束力のある言語は英語である。PEFC RED 認可団体の自国語への翻訳版が提供される場合、当該翻訳版は情報提供のみを目的とし、契約内容の理解を容易にすることを目的としたものである。
2. PEFC RED 認可団体は、本契約書が、PEFC 評議会が発行した英語版契約書を正確に反映していることを証明する責任を負う。PEFC 評議会が発行した英語版契約書も本契約の一部となる。現地語版契約書が添付の英語契約書様式の内容を正確に反映している限り、両バージョンは同等に有効とみなされる。

第6条 契約の終了

1. PEFC評議会またはPEFCの認可団体および組織は、3か月前に書面によりおよび/または最新の既知の住所に書留郵便で通知することにより、契約を終了することができる。スイス国務規則第404条は留保されている[PEFC評議会のみ]。
2. PEFC評議会またはPEFC RED認可団体は、契約またはPEFC ST 5002（森林バイオマス調達する組織に対する追加要求事項 - REDⅢ）への違反の疑いが調査されている間、契約を即時一時停止することができる。その停止は、認証機関が調査を完了するまで継続される。
3. PEFC評議会またはPEFC RED認可団体は、契約またはPEFC ST 5002、森林バイオマス調達組織に対する追加要求事項に違反している疑いがある場合、直ちに契約を停止することができる。

4. PEFC評議会またはPEFC RED認可団体は、PEFC REDⅢ認証機関による調査の対象となったPEFC REDⅢ認証組織によるPEFC REDⅢ認証の不正使用の疑いがある場合、違反の重大性に応じて、直ちに契約を停止または終了することができる。停止は、認証機関による調査が終了するまで継続される。認証機関が当該組織のPEFC REDⅢ認証の有効性を維持することを決定した場合、契約は復活する。また、PEFC REDⅢ認証の有効性を維持することを決定した場合、契約はPEFC REDⅢ認証の失効日と同日に終了する。
5. PEFC評議会または対応するPEFC RED認可団体は、契約条項またはPEFC ST 5002「森林バイオマス調達する組織に対する追加要求事項 - RED III」（有効なバージョン）のいずれかが遵守されていないと信じる理由がある場合、またはPEFC REDⅢ認証組織がPEFCの評判を落とす可能性がある場合、申し立てられた違反の重大性に応じて、直ちに契約を停止または終了することができる。
6. PEFC評議会または対応するPEFC RED認可団体は、PEFC REDⅢ認証組織がPEFC評議会からの2回目の督促後もPEFC評議会へのPEFC REDⅢ料金を支払わない場合、契約は停止される。督促後にPEFC REDⅢ料金が支払われた場合、PEFC REDⅢ契約は再開される。
7. PEFC評議会または対応するPEFC RED認可団体は、PEFC REDⅢ認証組織がPEFC評議会からの3回目の督促後もPEFC評議会にPEFC REDⅢ料金を支払わない場合、契約を終了する。
8. PEFC認定COC認証書および／またはPEFC REDⅢ認証書の効力が取り消された場合、または終了した場合、PEFC認定COC認証書および／またはPEFC REDⅢ認証書の有効期限の終了と同日に本契約は自動的に終了する。
9. PEFC認定COC認証書および／またはPEFC REDⅢ認証書のいずれかが一時停止された場合、本契約はPEFC認定COC認証書および／またはRED III認証書の一時停止と同日に自動的に一時停止され、一時停止が解除されるまで継続される。一時停止が解除され、PEFC COC認証書の有効性が認められ、PEFC REDⅢ認証書が再び有効になった場合、本契約の有効性は、同日に回復される。一時停止がPEFC認定COC認証書および／またはPEFC REDⅢ認証書の終了または取り消しに繋がる場合、本契約はPEFC REDⅢ認証書の終了または取り消しと同日に自動的に終了する。
10. PEFCの欧州委員会によるREDⅢボランタリー・スキームとしての承認の終了に伴い、本契約は自動的に終了し、PEFC REDⅢ認証も欧州委員会の承認終了日をもって終了する。
11. 本条第1項から第9項に従って契約が停止または終了された場合、PEFC REDⅢ認証組織にはPEFC REDⅢ料金は一切返金されない。

12. PEFC 評議会または PEFC RED 認可団体は、本条第 1 項から第 9 項に従って契約が停止または終了された場合、停止または終了に起因または関連して生じた費用またはその他の損害について、PEFC RED III 認証組織に対し補償を支払う義務を負わない。

第 7 条 データの取り扱い

1. PEFC 評議会および PEFC RED 認可団体は、PEFC RED III 認証組織に勤務する個人に関する個人データを収集する場合がある。収集される個人データには、担当者の氏名、メールアドレス、電話番号が含まれる。これらのデータは、消費者および第三者による PEFC RED III 認証組織および認証製品の有効性の追跡など、PEFC RED III 認証システムの運用を確実にするために不可欠である。PEFC RED III 認証組織に勤務する個人が、これらの情報の公開を希望しない場合は、一般的な連絡先情報を提供。提供されない場合、契約は解除される。
2. PEFC RED III 認証組織に関する個人データは、契約の有効期間終了後、最低 5 年間、または欧州連合加盟国の関連当局の要請がある場合はそれ以上の期間保管される。その後、データは商標ライセンスを追跡するために団体内データベースに保存される。PEFC 評議会および PEFC RED 認可団体は、要請に応じて、PEFC RED III 組織に対し、当該組織が保有する個人データに関する情報を提供することができる。
3. PEFC RED III 認証組織は、いつでも個人データにアクセスし、確認し、修正、訂正、または削除を求める権利を有する。PEFC RED III 認証組織に勤務する個人がこれらのデータ保護権のいずれかを行使したい場合は、PEFC 評議会 (data@pefc.org) または PEFC RED 認可団体 ([PEFC RED 認可団体のメールアドレス]) にご連絡する。
3. 本契約に署名することにより、PEFC RED III 認証組織は、本データ処理手順に同意するものとする。
- 4 PEFC 評議会または PEFC RED 認定機関によるデータ処理に関する詳細は、PEFC 評議会または PEFC RED 認可団体に問い合わせする。

第 7 条:発効と有効期間

1. PEFC 評議会または PEFC RED 認可団体と、PEFC RED III 認証を申請する PEFC RED III 認証取得組織との間の契約は、当事者全員が署名した時点で発効し、第 3 条の履行後、第 6 条に従って終了しない限り、毎年自動的に更新される。

第 8 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本契約は、スイスの法律/または対応する PEFC 認定機関が拠点を置く国の法律に従うものとする。

2. 本契約に起因する紛争は、スイス連邦最高裁判所への上訴権を条件として、ジュネーブ州の裁判所、または対応するPEFC認定機関が拠点を置く国の裁判所によって最終的かつ排他的に解決されるものとする。

二部署名

PEFC評議会またはPEFC認可団体のために、
またはPEFCを代表して

て

組織のために、また組織を代表し

組織名、役職

組織名、役職

付属書 4: PEFC RED III 料金体系と料金及びプロセス

1. 一般事項

1.1 PEFC RED IIIの料金プロセス、構造、および料金は、PEFC RED IIIスキームの運営および欧州委員会による PEFC RED IIIスキームの承認を維持するための費用をカバーするために確立されている。

1.2 この文書は、PEFC RED IIIの料金プロセス、構造、および料金をグローバルに設定する。

1.3 PEFC RED IIIの料金は、PEFC 評議会が世界中の PEFC RED III認証組織に請求され、徴収される。

1.4 PEFC RED IIIの料金プロセス、構造、および/または料金は、PEFC 評議会の理事会によって変更される場合がある。料金に影響を与える変更は、PEFC 評議会が PEFC RED III認証組織に変更を通知した翌年から有効になる。

2. PEFC RED IIIの料金体系と料金

2.1 RED III認証を初めて取得する PEFC RED III認証組織は、PEFC RED III契約の署名後、PEFC 評議会に年間定額料金 238 スイスフランを支払うものとする。

注: PEFC RED III認証申請組織とは、PEFC RED III認証を申請し、PEFC RED III認証の取得過程にある組織をいう。

2.2 PEFC RED III適合の持続可能なバイオマスの合計を年間 5,000 トンと申告する PEFC RED III認定組織の場合、適用される料金は年間 238 スイスフランの PEFC RED III定額料金のみである。

2.3 年間 5,000 トンを超える PEFC RED III適合のバイオマスを申告する PEFC RED III認証組織、および他の RED 承認スキームから PEFC RED IIIスキームに RED III認証を移行する組織の場合、年間 PEFC RED III料金は 2 つの要素で構成される。

a) 基本料金

b) 数量およびタイプに基づく料金

表 2: 第 2 回 PEFC RED III 審査以降に適用される PEFC RED III 料金の概要、および既存の RED III 認証を他の RED 承認スキームから PEFC RED III 認証に移行する組織の場合

	PEFC RED III の料金構成	額
PEFC RED III 適合の持続可能なバイオマスを ≤5,000 トンと宣言している組織	定額料金/年額	238 スイスフラン
その他の組織	基本料金 + 数量・種類別料金	表 3 の該当額 + 表 4 の該当額

2.4 基本模に応じて課金される。事業規模は、PEFC RED 認証組織が申告する年間 PEFC RED 適合バイオマス（ウッドチップ、木質ペレット、木質ブリケットの合計）のトン数に基づいて、閾値によって測定される

注: 申告された PEFC RED III 適合のバイオマスは、組織によって PEFC RED III データベースに登録され、年次審査中に認証機関によって検証される。

表 3: 事業規模に応じた基本料金。組織が申告した PEFC RED III 適合のバイオマスに基づき定義された閾値

閾値	基本料金
	年間料金 PEFC (スイスフラン)
≤10,000 トンの持続可能なバイオマス	100 スイスフラン
≤ 20,000 トンの持続可能なバイオマス	150 スイスフラン
≤25,000 トンの持続可能なバイオマス	200 スイスフラン
≤50,000 トンの持続可能なバイオマス	500 スイスフラン
≤10 万トンの持続可能なバイオマス	1'000 スイスフラン
>10 万トンの持続可能なバイオマス	2'000 スイスフラン

2.5 数量および種類に基づく手数料は、以下のとおり算出される。

- a) 申告された PEFC RED 適合木材チップのトン数 × 0.0286 スイスフラン、および/または
 b) 申告された PEFC RED 適合木質ペレットおよび木質ブリケットのトン数 × 0.0858 スイスフラン

注: 申告された PEFC RED 適合バイオマスは、PEFC RED 認証機関によって PEFC RED データベースに登録され、PEFC RED 公認認証機関によって年次監査中に検証される

表 4: 申告された PEFC RED III 適合バイオマスのトン数および種類ごとの料金

バイオマス/バイオ燃料の種類	数量と種類に基づく料金	
	PEFC (スイスフラン)	単位
木質チップ	0.0286 スイスフラン	トン当たり/年
木質ペレットおよび木工練炭	0.0858 スイスフラン	トン当たり/年

2.6 PEFC RED 認証取得組織が、木材チップ、木質ペレット、および木質ブリケットを直接生産しない一次集積拠点として活動する場合、前表の適用可能な乗数は、木材チップの乗数とする。

2.7 PEFC RED 認証取得組織が RED 認証を他の制度から PEFC へ移行する場合、申告する RED 木材チップおよび／またはペレットもしくはブリケット（RED 適合バイオマス）の量は、他の RED 制度における直近の RED 年間申告に基づくものとする。

2.8 PEFC RED 認証取得組織が年間を通じて PEFC RED 森林バイオマスを取引しなかった場合、適用される PEFC RED 料金は、年間定額料金 238 スイスフランとする。

3. PEFC RED III の料金プロセス

3.1 最初の PEFC RED III 審査の年に、申請組織は以下の前に PEFC RED III 料金を支払う。

- a. PEFC RED III 認証書が PEFC RED III 公開検索に表示される
- b. PEFC RED III データベースのアカウントの全機能へのアクセス

注: PEFC RED III 認証申請組織とは、PEFC RED III 認証を申請し、PEFC RED III 認証の取得過程にある組織をいう。

3.2 RED 認証申請組織は、PEFC RED III 契約(付属書 3)に署名し、PEFC RED III 料金を支払わなければならない。

注: PEFC RED III 契約は、最初の PEFC RED III 審査が行われた後に署名される

3.3 PEFC RED 認証組織は、その後の PEFC RED 審査において、PEFC RED データベースを通じて年次 PEFC RED 審査を受けた直後に PEFC RED 料金を支払わなければならない。この料金の支払いは、PEFC RED 認証の有効性を維持するために必要である。

3.4 PEFC RED 公認認証機関は、年次監査中に関係する PEFC RED 組織によって登録された取引データを検証し、各年次監査中または監査後に PEFC RED データベースを通じて PEFC 評議会に結果を確認するものとする。

3.5 PEFC RED 公認認証機関は、関係する PEFC RED 組織に対し、支払い義務について通知しなければならない。

3.6 PEFC RED 認証申請組織および PEFC RED 認証組織は、PEFC RED III 料金の支払い手続きを進めるために PEFC RED データベースにログインしなければならない。PEFC RED III 認証組織の PEFC RED データベースへのアクセスについては、本書の 8.1.3 項および 8.1.4 項に記載されている。

3.7 PEFC RED 認証申請組織および PEFC RED 認証組織は、PEFC RED データベースのアカウントにログインし、クレジットカードで PEFC RED 料金を支払わなければならない。状況によっては、PEFC RED データベースが銀行振込による支払いを受け付ける場合がある。

3.8 PEFC RED 料金を期限までに支払わなかった場合、初回の支払い督促が無料で行われる。

3.9 最初の督促後も PEFC RED 料金を支払わない場合は、2 回目の督促が行われ、該当する PEFC RED 料金を 20 スイスフランの追加料金が課せられる。

3.10 2 回目の支払督促後も PEFC RED 料金を支払わなかった場合、3 回目の支払督促が行われる。この場合、以下の措置が取られる。

- a) 該当する PEFC RED 料金を 50 スイスフランの追加料金
- b) PEFC RED 契約の一時停止
- c) PEFC RED データベース公開インターフェース上の PEFC RED 認証書のステータスが「PEFC RED 未承認」に自動的に変更され、その後、該当する PEFC RED 公認認証機関に通知され、PEFC RED 料金が支払われるまで PEFC RED 公認認証機関は認証書を一時停止

3.11 3 回目の督促後も PEFC RED 料金が支払われない場合、以下の措置が取られなければならない：

- a) PEFC RED 認証組織と PEFC RED 認可機関との間の PEFC RED 契約の終了、
- b) 関連する PEFC RED 公認認証機関による PEFC RED 認証の取消し

付属書 5: PEFC REDⅢデータベースへの情報登録

1. 一般事項

1.1 PEFC 評議会事務局、PEFC RED 認可団体、PEFC RED 公示認証機関、および PEFC RED 認証組織は、PEFC RED スキームの運用と承認を維持するために、PEFC 評議会が要求する情報を PEFC RED データベースに登録しなければならない。

2. PEFC RED データベースへの登録が求められる情報

2.1 PEFC 協議会事務局の責務

2.1.1 PEFC 評議会事務局は、PEFC RED Ⅲデータベースに以下の情報を登録し、その正確性を確認しなければならない。

- a) PEFC RED 運用契約
- b) PEFC RED 公示契約
- c) ISO/IEC 17065 に準拠し、規則(EC) 765/2008 および PEFC ST 5002 の適用範囲に準拠した認定書。
- d) 認証機関が PEFC ST 5002 の適用範囲をカバーするために権限のある当局によって承認されていることの証明。
- e) 実数値に基づく温室効果ガス排出量の計算に関する要求事項について審査を行う認証機関の ISO 14065: 2020 準拠の認定書。
- f) PEFC RED スキームの適用範囲における、PEFC 評議会に対する苦情およびそれらの苦情の処理に関するすべての文書の要約。

2.1.2 PEFC RED データベース内のデータの完全性を確保するため、PEFC 評議会事務局は、PEFC 評議会事務局、PEFC RED 認可団体、PEFC RED 公示証機関、および PEFC RED 認証組織によって登録されたすべてのデータを、付属書 5 の規定に従って監視しなければならない。

2.2 PEFC 認可団体の責務

2.2.1 PEFC 認可団体は、PEFC REDⅢデータベースに以下の情報を登録し、その正確性を検証しなければならない。

- a) 組織との PEFC REDⅢ契約

b) PEFC REDⅢスキームの範囲内での苦情及びその取り扱いに関連するすべての文書の概要。

2.3 PEFC RED 公示認証機関の責務

2.3.1 PEFC RED 公示認証機関は、PEFC RED データベースに以下の情報を登録し、その正確性を検証しなければならない。

- a) PEFC RED 公示認証機関に関連する氏名、住所、連絡先
- b) 少なくとも、次のものを含む PEFC RED 認証に関する情報。
 - i. 審査の種類(初回 RED 審査、第 2 回 RED 審査など)
 - ii. 認証書番号
 - iii. 認証書のステータス
 - iv. 発行された認証書のコピー
 - v. 不適合データ（重大な不適合と主要な不適合、それぞれの是正計画、および関係する PEFC RED 認証組織と合意した是正時期）
 - vi. 年次審査報告書のコピー
 - vii. 公開用の審査報告書の概要のコピーと、特定の審査年度に関連する審査スケジュール
- c) PEFC RED 認証機関による年次内部監査結果報告書の写し（PEFC RED 認証活動の実施に限定）。報告書には、監査員、認証審査員、意思決定者の利益相反がない旨の宣言、利益相反の宣言およびその対処方法に関する情報を含めるものとする。
- d) PEFC RED 認証機関に対する苦情に関するすべての文書の要約、および PEFC RED スキームの範囲内におけるそれらの苦情の処理。
- e) 監査中のステークホルダーの関与、特に先住民および地域社会との協議、およびステークホルダーの貢献への対応に関する概要。

2.3.2 PEFC RED 公示認証機関は、PEFC RED 認証組織が毎年の審査終了後直ちに提供した実施データを PEFC RED データベースで検証しなければならない。この実施データは、PEFC RED 認証組織が支払う PEFC RED 料金の算出に使用されなければならない。

2.3.3 さらに、PEFC REDⅢ公示認証機関は、PEFC データベースを通じて以下の情報の正確性を検証する必要がある。

- a) PEFC RED データベースに組織が登録した実施データ（制度の市場動向、前暦年に PEFC 認証を受けた原料、バイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料の原産国別および種類

別数量)。検証が完了したら、PEFC RED データベースを通じて PEFC 評議会事務局に通知する。

b) PEFC REDⅢ 認証組織の名称、住所、および連絡先。

2.4 PEFC REDⅢ 認証組織の責務

2.4.1 PEFC REDⅢ 認証組織は、PEFC RED Ⅲデータベースに以下の情報を登録し、その正確性を検証するものとする。

a) PEFC REDⅢ 認証組織の名称、住所、連絡先

b) 取引データ(スキームの市場更新、前暦年の PEFC 認証を受けた原料、バイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料の量を原産国別および種類別)、年次監査前に年に一度

c) PEFC REDⅢスキームの範囲内での苦情とその取り扱いに関連するすべての文書の概要。